

2017年6月

発行登録追補目論見書



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年7月20日満期  
トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

(注)発行会社は、平成 29 年 5 月 31 日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018 年 12 月 27 日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債 (株式会社ディー・エヌ・エー)」の売出しについて、また平成 29 年 6 月 9 日付けで「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2019 年 7 月 3 日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

3. 本社債の元利金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
4. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## <ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク>

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成 29 年 4 月 3 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## <S & P グローバル・レーティング>

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 29 年 4 月 3 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

**【表紙】**

**【発行登録追補書類番号】** 27-外 22-99

**【提出書類】** 発行登録追補書類

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成 29 年 6 月 15 日

**【会社名】** バークレイズ・バンク・ピーエルシー  
(Barclays Bank PLC)

**【代表者の役職氏名】** グループ財務担当取締役  
(Group Finance Director)  
トゥーシャー・モーザリア  
(Tushar Morzaria)

**【本店の所在の場所】** 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1  
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 樋 口 航

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 福 田 淳  
同 田 中 貴 大  
同 村 上 遼  
同 佐 藤 尋 哉

**【連絡場所】** 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】** 社債

**【今回の売出金額】** 12,974,500 トルコ・リラ (円貨換算額 406,231,595 円)

(上記円貨換算額は 1 トルコ・リラ=31.31 円の換算率 (2017 年 6 月 13 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値) による。)

**【発行登録書の内容】**

提出日	平成 27 年 8 月 4 日
効力発生日	平成 27 年 8 月 12 日
有効期限	平成 29 年 8 月 11 日
発行登録番号	27-外 22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
27-外22-1	平成27年8月14日	1,020,000,000円	該当なし。	
27-外22-2	平成27年8月14日	1,760,000,000円		
27-外22-3	平成27年8月17日	300,000,000円		
27-外22-4	平成27年8月17日	300,000,000円		
27-外22-5	平成27年9月10日	400,000,000円		
27-外22-6	平成27年9月14日	422,000,000円		
27-外22-7	平成27年9月16日	395,000,000円		
27-外22-8	平成27年10月2日	1,000,000,000円		
27-外22-9	平成27年10月21日	509,000,000円		
27-外22-10	平成27年11月13日	1,125,000,000円		
27-外22-11	平成27年11月13日	1,880,000,000円		
27-外22-12	平成27年11月13日	300,000,000円		
27-外22-13	平成27年11月19日	3,600,000,000円		
27-外22-14	平成27年12月7日	300,000,000円		
27-外22-15	平成27年12月10日	400,000,000円		
27-外22-16	平成27年12月21日	300,000,000円		
27-外22-17	平成28年1月15日	300,000,000円		
27-外22-18	平成28年2月3日	300,000,000円		
27-外22-19	平成28年2月12日	930,000,000円		
27-外22-20	平成28年2月12日	890,000,000円		
27-外22-21	平成28年2月17日	648,000,000円		
27-外22-22	平成28年2月18日	800,000,000円		
27-外22-23	平成28年3月18日	300,000,000円		
27-外22-24	平成28年3月22日	433,000,000円		
27-外22-25	平成28年3月22日	2,742,000,000円		
27-外22-26	平成28年4月1日	200,000,000円		
27-外22-27	平成28年4月1日	200,000,000円		
27-外22-28	平成28年5月10日	327,000,000円		
27-外22-29	平成28年5月11日	143,200,000円		

27-外 22-30	平成 28 年 5 月 19 日	1,650,000,000 円
27-外 22-31	平成 28 年 5 月 25 日	372,000,000 円
27-外 22-32	平成 28 年 6 月 21 日	2,180,000,000 円
27-外 22-33	平成 28 年 7 月 1 日	720,000,000 円
27-外 22-34	平成 28 年 7 月 7 日	541,000,000 円
27-外 22-35	平成 28 年 7 月 11 日	350,000,000 円
27-外 22-36	平成 28 年 7 月 12 日	150,000,000 円
27-外 22-37	平成 28 年 7 月 19 日	395,000,000 円
27-外 22-38	平成 28 年 8 月 19 日	337,000,000 円
27-外 22-39	平成 28 年 8 月 26 日	200,000,000 円
27-外 22-40	平成 28 年 9 月 5 日	750,000,000 円
27-外 22-41	平成 28 年 9 月 7 日	150,000,000 円
27-外 22-42	平成 28 年 9 月 9 日	300,000,000 円
27-外 22-43	平成 28 年 10 月 7 日	600,000,000 円
27-外 22-44	平成 28 年 10 月 19 日	334,000,000 円
27-外 22-45	平成 28 年 11 月 10 日	200,000,000 円
27-外 22-46	平成 28 年 11 月 11 日	1,665,000,000 円
27-外 22-47	平成 28 年 11 月 11 日	200,000,000 円
27-外 22-48	平成 28 年 11 月 11 日	600,000,000 円
27-外 22-49	平成 28 年 11 月 16 日	780,000,000 円
27-外 22-50	平成 28 年 11 月 17 日	200,000,000 円
27-外 22-51	平成 28 年 11 月 18 日	387,000,000 円
27-外 22-52	平成 28 年 11 月 22 日	300,000,000 円
27-外 22-53	平成 28 年 11 月 22 日	250,000,000 円
27-外 22-54	平成 28 年 12 月 1 日	200,000,000 円
27-外 22-55	平成 28 年 12 月 2 日	4,785,000,000 円
27-外 22-56	平成 28 年 12 月 6 日	300,000,000 円
27-外 22-57	平成 28 年 12 月 7 日	200,000,000 円
27-外 22-58	平成 28 年 12 月 9 日	500,000,000 円
27-外 22-59	平成 28 年 12 月 9 日	4,443,000,000 円
27-外 22-60	平成 28 年 12 月 14 日	300,000,000 円
27-外 22-61	平成 28 年 12 月 15 日	200,000,000 円

27-外 22-62	平成 28 年 12 月 15 日	200,000,000 円
27-外 22-63	平成 28 年 12 月 19 日	469,000,000 円
27-外 22-64	平成 28 年 12 月 22 日	500,000,000 円
27-外 22-65	平成 28 年 12 月 27 日	250,000,000 円
27-外 22-66	平成 28 年 12 月 27 日	300,000,000 円
27-外 22-67	平成 29 年 1 月 13 日	500,000,000 円
27-外 22-68	平成 29 年 1 月 19 日	300,000,000 円
27-外 22-69	平成 29 年 1 月 20 日	523,000,000 円
27-外 22-70	平成 29 年 1 月 27 日	3,100,000,000 円
27-外 22-71	平成 29 年 1 月 31 日	322,700,800 円
27-外 22-72	平成 29 年 2 月 9 日	250,000,000 円
27-外 22-73	平成 29 年 2 月 13 日	500,000,000 円
27-外 22-74	平成 29 年 2 月 15 日	466,000,000 円
27-外 22-75	平成 29 年 2 月 16 日	617,000,000 円
27-外 22-76	平成 29 年 2 月 17 日	698,230,000 円
27-外 22-77	平成 29 年 3 月 10 日	800,000,000 円
27-外 22-78	平成 29 年 3 月 10 日	1,100,000,000 円
27-外 22-79	平成 29 年 3 月 10 日	1,028,000,000 円
27-外 22-80	平成 29 年 3 月 15 日	800,000,000 円
27-外 22-81	平成 29 年 3 月 16 日	836,000,000 円
27-外 22-82	平成 29 年 3 月 17 日	532,000,000 円
27-外 22-83	平成 29 年 3 月 17 日	2,700,000,000 円
27-外 22-84	平成 29 年 3 月 27 日	754,000,000 円
27-外 22-85	平成 29 年 3 月 31 日	953,600,000 円
27-外 22-86	平成 29 年 4 月 7 日	800,000,000 円
27-外 22-87	平成 29 年 4 月 14 日	1,360,000,000 円
27-外 22-88	平成 29 年 4 月 14 日	705,000,000 円
27-外 22-89	平成 29 年 4 月 18 日	488,000,000 円
27-外 22-90	平成 29 年 4 月 21 日	113,000,000 円
27-外 22-91	平成 29 年 5 月 12 日	600,000,000 円
27-外 22-92	平成 29 年 5 月 12 日	600,000,000 円
27-外 22-93	平成 29 年 5 月 12 日	198,440,000 円



27-外 22-94	平成 29 年 5 月 22 日	438,000,000 円		
27-外 22-95	平成 29 年 5 月 26 日	2,265,000,000 円		
27-外 22-96	平成 29 年 5 月 31 日	500,000,000 円		
27-外 22-97	平成 29 年 5 月 31 日	948,290,000 円		
27-外 22-98	平成 29 年 6 月 1 日	658,677,000 円		
実績合計額		74,937,137,800 円	減額総額	0 円

【残額】 925,062,862,200 円  
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。  
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

## 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	19
第二部 公開買付けに関する情報	20
第三部 参照情報	21
第1 参照書類	21
1 有価証券報告書及びその添付書類	21
2 四半期報告書又は半期報告書	21
3 臨時報告書	21
4 外国会社報告書及びその補足書類	21
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	21
6 外国会社臨時報告書	21
7 訂正報告書	21
第2 参照書類の補完情報	21
第3 参照書類を縦覧に供している場所	21
第四部 保証会社等の情報	22
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	23
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	24
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	61

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「バークレイズ・グループ」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

「トルコ・リラ」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

トルコ共和国の法定通貨

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年7月20日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	35,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	12,974,500トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000トルコ・リラ
償還期限（満期日）	2027年7月20日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
摘 要	<p>(1) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>		

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2016年6月24日付グローバル・ストラクチャー・ド・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2017年7月19日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。なお、発行会社は、2017年7月28日（ロンドン時間）頃、中間決算を公表する予定である。本社債への投資を予定する投資家は、公表される決算には発行会社及びパークレイズ・グループに関する重要な情報が含まれる可能性がある点に留意すべきである。

(注2) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌイー/エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしての

ビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インバスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2017年5月31日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2017年5月31日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「営業日」とは、(a)ロンドン、ニューヨーク、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b)関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスユー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の37.07% (注1)	申込期間	2017年6月16日から 2017年7月14日まで
申込単位	額面20,000トルコ・リラ以上 額面10,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所（注2）	受渡期日	2017年7月20日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、

今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人 (U.S. Person) に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

## 社債の要項の概要

### 1. 利息

本社債には利息は付されない。

### 2. 償還及び買入れ

#### (1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び／又は調整  
発行会社は、「発行会社課税事由」(以下に定義される。)及び／又は「通貨障害事由」(以下に定義される。)及び／又は「法の変更」(以下に定義される。)及び／又は「異常な市場障害」(以下に定義される。)(以下「追加障害事由」という。)が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに(かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。)取消不能の通知(かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。)を行った上で、期限前償還通知期間の最終日(かかる日を以下「期限前現金償還日」という。)において当該シリーズの本社債のすべてを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額(以下に定義される。)に相当する金額を支払うことができる(この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、(本社債の償還と併せて考えた場合に)かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。))。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日(2017年6月6日)以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続(税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。)の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局(米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。)による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示(税務当局が講じたあらゆる措置を含む。)により、発行会社が、

(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額(適用ある場合、発生した利息額を含む。)をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数(金利、また適用ある場合には外国為替レート等)、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「異常な市場障害」とは、約定日(2017年6月6日)以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況((国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。)をいう。

「関連会社」とは、ある法人(以下「当該法人」という。)に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「発行会社課税事由」とは、英国(又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関)における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日(2017年6月6日)以降に効力が生じるものにより、発行会社が本項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

### (3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

### (4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i) 財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii) 発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

## 3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i) 営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i) 営業日、且つ(ii)（確定

社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び(該当する場合には)関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

#### 発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon  
(The Bank of New York Mellon)  
英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア  
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

#### 4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務(強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。)と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

#### 5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び/若しくは本社債に関するその他の支払(適宜)に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国(又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関(それぞれを「税務当局」という。))により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国(若しくは税務当局)により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項(又はこれに対する変更若しくは補足)に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

#### 6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを「債務不履行事由」という。)が発生し継続している場合、発行・



支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債はすべての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

#### 7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

#### 8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

#### 9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

#### 10. 通知

##### (1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済シ

システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可

決するための集会の場合を除く。)は、本社債の過半数(保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として)を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に(とりわけ)下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は(延会の場合は)25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること(要項に定められている変更を除く。)(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

## 12. 諸代理人

### (1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者(又は所持人)に対していかなる義務も負わず、また社債権者(又は所持人)のために或いは社債権者(又は所持人)との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者(又は所持人)の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)(記名式社債券に関しては)登録機関1名、(c)(記名式社債券に関しては)名義書換代理人1名、(d)(本要項により要求される場合には)1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)((e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き)無記名式確定社債券に関して、理事会指令(2003/48/EC)若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

### (2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

### (3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、(国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

### (4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算はすべて、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

### (5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

## 13. 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

## 14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

## 15. 様式、額面、所有権及び譲渡

### (1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面10,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由

が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の当社債権者への利息の支払

当社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 当社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、(かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において) 税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の当社債の一定の所持人は、当該非上場当社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するために最近導入された、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある(但し、関連するすべての条件を満たしていることを前提とする。)

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定(上記の非課税規定とは異なるもの)若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、当社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は(現物決済が可能な社債券の場合は)「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、当社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される当社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、当社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は当社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 報告要件

英国歳入税関庁は、特定の状況において情報を取得する権限を有する。英国歳入税関庁は、当社債から生じた支払を受ける(又は受ける権利を有する)者、(別の者から受領したか又は別の者を代理して)かかる支払を行う者、利息の支払又は計上を行うか又は仲介する者、その他の者を代理して当社債の取引(当社債の発行を含む。)を実行するか又はかかる取引の当事者となる者、当社債の取引に関する登録機関又は管理機関、及び当社債の登録又は記名された各所持人を含む者から、情報を取得することができる。英国歳入税関庁が取得可能な情報には、当社債の実質所有者の詳細、当社債がその者のために保有されている者又は支払を受けることとなる者の詳細(及び、複数名の場合にはそれぞれの者の持分)、

本社債の取引に関する情報及び文書、並びに英国内で受領又は留保される金員に対して支払われるか又は計上される利息について、かかる利息に関連する本社債の識別情報が含まれる。

特定の状況においては、英国歳入税関庁が上記の権限を利用して取得した情報は、他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

(3) 国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税(以下「SDRT」という。)は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニー)に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」(下記参照)に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令(理事会指令2008/7/EC)第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニー)以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」(1986年財政法第78条に定義)に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない(また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない)場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券(同じ内容の借入資本を含む。)を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に(同等の資本の名目金額に対して)払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. EUの租税

**金融取引税（以下「FTT」という。）案**

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア（以下「参加加盟国」という。）における共通FTTに関する指令案（以下「委員会案」という。）を公表した。但し、エストニアはその後不参加を表明した。

委員会案は、非常に広範であり、実施された場合、特定の状況において、本社債に関する特定の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。欧州委員会規則第1287/2006号第5(c)条に言及される発行市場取引は、適用を除外される見込みである。

委員会案によると、FTTは、特定の状況において、参加加盟国の国内・国外のいずれの者にも適用される可能性がある。一般的には、FTTは、当事者のうち少なくとも1者が金融機関であり、少なくとも1者が参加加盟国において設立された場合に、本社債に関する特定の取引に適用される。金融機関は、(a)参加加盟国において設立された者と取引を行うことにより、又は(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国において発行された場合を含む広範な状況において、参加加盟国において「設立された」金融機関となるか又はそのようにみなされる。

但し、FTT案は、依然として参加加盟国間における交渉を要し、かかる税金の範囲及び施行については不明確である。さらなるEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本社債の見込み所持人においては、FTTについて各自で専門家の助言を受けるべきである。

3. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。



(iv)外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。

したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

#### 本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

#### 本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円・トルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金の支払額の日本円建てでの相当価値は変動する場合があります。日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。トルコ・リラは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替レートの変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性が高いといえる。したがって、日本円・トルコ・リラ間の為替レートなど外国為替レートの変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

#### 日本円・トルコ・リラ間の為替レート

上述のとおり、日本円・トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の場合のもとでは、本社債の日本円建てでの相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

#### 発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

#### 信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

#### カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

## 流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

## 時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

## 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

## 税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

金融機関及び投資会社の再建及び破綻処理に関する体制について定めた欧州議会及び理事会の2014年5月15日付EU指令2014/59/EU（その後の改正を含む。EU銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」））が定める大多数の要件（バイルイン・ツールを含む。）は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英国銀行法」）の修正によって英国において施行された。バイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してバイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

2016年11月23日、欧州委員会は、他の提案とともに、BRRDの改正案を公表した。これらの提案は草稿段階のもので、今後EUの立法手続及び国内実施を経ることになる。したがって、これらの提案がパークレイズ・グループ、発行会社及び本社債にどのような影響を及ぼすかは不明確である。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（それぞれを「該当

する事業体」という。)に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法(「FSMA」)における、(FSMAのセクション55Bに定められる)特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a)該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b)該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c)英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d)ベイルイン・ツール(以下に説明する。)、及び(e)一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限(本社債の要項の変更を含む場合もある。)、一時的に支払を停止する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように(場合によっては遡及的効力をもって)英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってベイルイン・ツール(以下に説明する。)を含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

*SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限(ベイルイン・ツールを含む。)の行使を予測することができない可能性がある。*

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表された欧州銀行監督局のガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のベイルイン・ツールを含む。）の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限（英国のベイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。

英国銀行法は、資本要求指令（CRD）IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ベイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。

発行会社及び本社債に関するベイルイン・ツールの行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び／又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び発行会社の格付に対する格付アクションが発生する可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

### **第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2016年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）  
平成29年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく外国会社臨時報告書を平成29年5月11日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

#### **第四部【保証会社等の情報】**

該当なし。



「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 デビュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター  
マーク・マーソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成27年8月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成26年6月24日（発行日）の募集)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)

券面総額又は振替社債の総額

150億円

## 有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

2017年4月28日、パークレイズ・ピーエルシーは2017年度第1四半期決算報告書を発表しました。以下は同文書からの抜粋です。

以下において、「パークレイズ」または「当グループ」とはパークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社をいいます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は、パークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることと、それにより両社の資金調達の構造が異なることによって生じるものです。

## 業績ハイライト

### グローバル規模を備えた環大西洋コンシューマー、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク コア部門の好調とノンコア部門の悪影響の縮小が戦略の順調な進展を裏付けています

<ul style="list-style-type: none"> <li>コア部門リターン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コア部門は収益の12%の増加を受けて税引前利益が20%増となり、平均割当有形株主資本が前年同期比50億ポンド増加し、有形株主資本利益率(RoTE)は11.0%と高水準に(2016年度第1四半期: 9.9%)</li> <li>パークレイズ UK の RoTE は 21.6%に上昇し、パークレイズ・インターナショナルの RoTE は 12.5%に改善</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ノンコア部門の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノンコア部門の整理は順調に進展し、税引前損失は2億4,100万ポンドと大幅に減少(2016年度第1四半期: 8億1,500万ポンド)</li> <li>リスク調整後資産は2017年度第1四半期に50億ポンド減少して270億ポンドに。2017年6月30日付のノンコア部門閉鎖に向けて順調に進展。閉鎖時点のリスク調整後資産は約250億ポンドに</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループの収益に対する費用の比率はノンコア部門費用の1億5,700万ポンドへの減少(2016年度第1四半期: 5億5,500万ポンド)とコア部門の収益が費用以上に増加したのを受けて62%に改善(2016年度第1四半期: 76%)</li> <li>コア部門の収益に対する費用の比率は59%に低下(2016年度第1四半期: 62%)</li> <li>グループの収益に対する費用の比率を最終的に60%未満とする目標の達成に向けて引き続き順調に進展</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (BAGL) 非継続事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BAGL 株価が当期に17%下落したのを主因に、取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損8億8,400万ポンドを計上。グループの普通株式 Tier1 (CET1) 資本および正味有形資産価額への影響はなし</li> <li>規制上の非連結化への取り組みは引き続き順調で、規制当局の承認を得た上で持分削減を更に進行。2017年3月31日時点の BAGL 株価および南アフリカ・ランド為替レートを基に推定すると、規制上の非連結化はグループの CET1 資本比率を約75ベース・ポイント押し上げへ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>普通株式 Tier1 (CET1) 資本比率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CET1 資本比率は12.5%に上昇(2016年12月: 12.4%)。米ドル建優先株式の償還、従業員株式付与のための自社株購入、年金資産への拠出が本来的な資本の創出を一部相殺</li> <li>資本比率は最終的な目標水準に向けて順調に推移</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>持株会社への移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持株会社による63億ポンド相当の起債を進め、持株会社制への移行が進展</li> <li>2017年度第1四半期に利率7.1%の第3回米ドル建優先株式13億7,500万米ドルを償還</li> </ul>

### コア部門 RoTE が 2 桁に達する一方でノンコア部門の影響が低下し、グループ収益性が改善

- グループの税引前利益はコア部門の収益性が改善したこととノンコア部門の損失が2億4,100万ポンドに大幅に減少したこと(2016年度第1四半期: 8億1,500万ポンド)を受け、16億8,200万ポンドと2倍以上に増加しました。コア部門の基本的1株当たり利益は7.2ペンスに増加しました(2016年度第1四半期: 5.8ペンス)
- パークレイズ UK の RoTE は 21.6%に改善しました(2016年度第1四半期: 20.5%)。収益が2%増加し、収益に対する費用の比率が52%に改善しました(2016年度第1四半期: 53%)。純利ざやは3.69%と7ベース・ポイント改善し、利息収入純額は1%増加して15億1,100万ポンドとなりました
- パークレイズ・インターナショナルの RoTE は税引前利益が13億5,600万ポンドに32%増加したのに伴い、12.5%に改善しました(2016年度第1四半期: 9.5%)。コンシューマー、カードおよび決済事業の RoTE は 36.4%となり(2016年度第1四半期: 23.4%)、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの RoTE は 8.2%に改善しました(2016年度第1四半期: 7.3%)
- 継続事業に係る基本的1株当たり利益は6.1ペンスに増加しました(2016年度第1四半期: 2.2ペンス)
- 非継続事業に係る株主帰属損失は、取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損8億8,400万ポンドを受けて8億100万ポンドとなりました
- グループの RoTE は取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損処理に伴う7.2%の希薄化により1.8%に低下しました(2016年度第1四半期: 3.8%)
- 1株当たり正味有形資産価額は当期の利益を主因に292ペンスに増加しました(2016年12月: 290ペンス)

## 業績ハイライト

---

### グループ最高責任者ジェームズ・E・ステイリーによるご挨拶

「当四半期もパークレイズの事業再編の完了に向けて順調に進展しました。

グループの税引前利益は2016年度第1四半期と比べて2倍以上に増加しました。コア部門の各事業は引き続き非常に好調に推移し、部門全体の平均有形株主資本は前年同期比で50億ポンド増加し、有形株主資本利益率(ROTE)は11%に達しました。コア部門事業のパークレイズUKとパークレイズ・インターナショナルのROTEはそれぞれ21.6%、12.5%といずれも改善しました。

ノンコア部門の整理は急ピッチで進展しています。損失は大幅に減少し、リスク調整後資産は当四半期にさらに50億ポンド減少して270億ポンドとなりました。6月30日付で部門を閉鎖する計画は引き続き順調に進んでいます。

極めて重要な点として、当四半期にはノンコア部門の悪影響の縮小に伴い、アフリカ事業に係る一過性の減損計上を除くと、ROTEはコア部門が11%、グループが9%と一段と収斂しつつあることがこれまで以上に明確になりました。ROTEの収斂は当グループがこの1年間に戦略の加速に取り組むなかで主眼としてきた戦略的目標です。

グループの収益に対する費用の比率はノンコア部門費用の大幅な減少とコア部門の費用を上回る収益の伸びを受け、2016年度第1四半期の76%から62%に改善しました。

アフリカ事業については、現地経営陣と既に合意した分離手続きに対する当局の承認を待っているところです。承認が下りれば、規制上の非連結化に向けた取り組みをさらに進めることが可能になります。

パークレイズの収益力は、米ドル建優先株の償還、従業員株式付与のための自社株購入、年金資産への拠出などの経営施策を当四半期に実施し、そのうえでなお本来的な資本の創出を通じてCET1資本比率を12.5%に改善させることを可能にしました。これは喜ばしいことです。

環大西洋コンシューマー、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとしてパークレイズの事業を再構築する取り組みはあと2ヵ月で完了するところまでできました。当四半期の業績は当グループの見通しを楽観できる新たな理由を提供していると言えます。」

グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイリー

## 業績ハイライト

### 当グループの業績(3カ月)

	2017年 3月31日に 終了した3か月間 (百万ポンド)	2016年 3月31日に 終了した3か月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計	5,823	5,041	16
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(527)	(443)	(19)
<b>営業収益純額</b>	<b>5,296</b>	<b>4,598</b>	<b>15</b>
訴訟および特定行為を除く営業費用	(3,591)	(3,747)	4
訴訟および特定行為	(28)	(78)	64
<b>営業費用</b>	<b>(3,619)</b>	<b>(3,825)</b>	<b>5</b>
その他の収益純額	5	20	(75)
<b>税引前利益</b>	<b>1,682</b>	<b>793</b>	
税金	(473)	(248)	(91)
<b>継続事業に係る税引後利益</b>	<b>1,209</b>	<b>545</b>	
非継続事業に係る税引後(損失)/利益 <sup>1</sup>	(658)	166	
継続事業に係る非支配持分	(79)	(94)	16
非継続事業に係る非支配持分 <sup>1</sup>	(143)	(80)	(79)
その他の株主 <sup>2</sup>	(139)	(104)	(34)
<b>株主帰属利益</b>	<b>190</b>	<b>433</b>	<b>(56)</b>

### パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 <sup>2</sup>	1.8%	3.8%
平均有形株主資本(億ポンド)	490	480
収益に対する費用の比率	62%	76%
貸倒率(ベース・ポイント)	47	40
基本的 <sup>1</sup> 株当たり利益 <sup>2</sup>	1.3 ペンス	2.7 ペンス
継続事業に係る基本的 <sup>1</sup> 株当たり利益 <sup>2</sup>	6.1 ペンス	2.2 ペンス

### 貸借対照表および資本管理

	2017年 3月31日現在	2016年 12月31日現在	2016年 3月31日現在
1株当たりの正味有形資産価額	292 ペンス	290 ペンス	286 ペンス
普通株式 Tier1 比率	12.5%	12.4%	11.3%
普通株式 Tier1 資本	449 億ポンド	452 億ポンド	409 億ポンド
リスク調整後資産	3,610 億ポンド	3,660 億ポンド	3,630 億ポンド
英国レバレッジ比率(四半期末平均) <sup>3</sup>	4.6%	4.5%	n/a
完全施行ベースの Tier1 資本(四半期末平均) <sup>3</sup>	523 億ポンド	516 億ポンド	n/a
英国レバレッジ・エクスポージャー(四半期末平均) <sup>3</sup>	11,300 億ポンド	11,370 億ポンド	n/a

### 資金調達および流動性

グループ余剰流動性	1,850 億ポンド	1,650 億ポンド	1,320 億ポンド
CRD IV 流動性カバレッジ比率	140%	131%	129%
預貸率 <sup>4</sup>	82%	83%	84%

- 1 アフリカ・バンキング非継続事業に関する詳細情報については英語原文の 17 ページをご参照下さい。非継続事業に係る税引後損失は取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損 8 億 8,400 万ポンドを含みます。
- 2 その他の株主に帰属する税引後利益 1 億 3,900 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 1 億 400 万ポンド)は、剰余金に計上する税額控除 3,800 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 2,900 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 1 億 100 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 7,500 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1 株当たり利益および平均有形株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。
- 3 英国のレバレッジ比率は当該四半期の各月の最終日の平均値に基づく自己資本およびエクスポージャー数値を使用して算出しています。また、平均エクスポージャー数値は適格中央銀行債権を除外しています。
- 4 インベストメント・バンキング業務を除いた、パークレイズUK、パークレイズ・インターナショナル、およびノンコアの預貸率。

## 業績ハイライト

パークレイズ・コアおよび ノンコアの業績 (3カ月)	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2017年 3月31日に 終了した 3カ月間	2016年 3月31日に 終了した 3カ月間	増減率 (%)	2017年 3月31日 に 終了した 3カ月間	2016年 3月31日 に 終了した 3カ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)
収益合計	5,897	5,283	12	(74)	(242)	69
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(524)	(414)	(27)	(3)	(29)	90
<b>営業収益／(費用)純額</b>	<b>5,373</b>	<b>4,869</b>	<b>10</b>	<b>(77)</b>	<b>(271)</b>	<b>72</b>
訴訟および特定行為を除く営業費用	(3,443)	(3,258)	(6)	(148)	(489)	70
訴訟および特定行為	(19)	(12)	(58)	(9)	(66)	86
<b>営業費用</b>	<b>(3,462)</b>	<b>(3,270)</b>	<b>(6)</b>	<b>(157)</b>	<b>(555)</b>	<b>72</b>
その他の収益／(費用)純額	12	9	33	(7)	11	
<b>税引前利益／(損失)</b>	<b>1,923</b>	<b>1,608</b>	<b>20</b>	<b>(241)</b>	<b>(815)</b>	<b>70</b>
税金(費用)／還付	(548)	(485)	(13)	75	237	(68)
<b>税引後利益／(損失)</b>	<b>1,375</b>	<b>1,123</b>	<b>22</b>	<b>(166)</b>	<b>(578)</b>	<b>71</b>
非支配持分	(70)	(84)	17	(9)	(10)	10
その他の株主	(121)	(89)	(36)	(18)	(15)	(20)
<b>株主帰属利益／(損失)<sup>1</sup></b>	<b>1,184</b>	<b>950</b>	<b>25</b>	<b>(193)</b>	<b>(603)</b>	<b>68</b>

### パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	11.0%	9.9%			
平均割当有形株主資本(億ポンド) <sup>1</sup>	440	390		50	90
期末割当有形株主資本(億ポンド) <sup>1</sup>	450	400		50	90
収益に対する費用の比率	59%	62%		n/m	n/m
貸倒率(ベース・ポイント)	53	42		2	21
基本的1株当たり利益／(損失)への寄与	7.2 ペンス	5.8 ペンス		(1.1 ペンス)	(3.6 ペンス)

### 資本管理

	2017年 3月31日現在	2016年 12月31日現在	2016年 3月31日現在	2017年 3月31日現在	2016年 12月31日現在	2016年 3月31日現在
リスク調整後資産 <sup>1</sup>	3,340 億ポンド	3,340 億ポンド	3,120 億ポンド	270 億ポンド	320 億ポンド	510 億ポンド
英国レバレッジ・エクスポージャー(四半期末平均) <sup>1</sup>	10,350 億ポンド	10,260 億ポンド	n/a	950 億ポンド	1,110 億ポンド	n/a

事業部門別収益	2017年3月31日に 終了した3カ月間	2016年3月31日に 終了した3カ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
パークレイズ UK	1,841	1,803	2
パークレイズ・インターナショナル 本社	4,138 (82)	3,513 (33)	18
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>5,897</b>	<b>5,283</b>	<b>12</b>
パークレイズ・ノンコア	(74)	(242)	69
<b>パークレイズ・グループ</b>	<b>5,823</b>	<b>5,041</b>	<b>16</b>
<b>事業部門別税引前利益／(損失)</b>			
パークレイズ UK	708	704	1
パークレイズ・インターナショナル 本社	1,356 (141)	1,027 (123)	32 (15)
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>1,923</b>	<b>1,608</b>	<b>20</b>
パークレイズ・ノンコア	(241)	(815)	70
<b>パークレイズ・グループ</b>	<b>1,682</b>	<b>793</b>	

<sup>1</sup> アフリカ・バンキング非継続事業に係る株主帰属利益はグループ・レベルでのみ表示されています。割当有形株主資本、リスク調整後資産およびレバレッジ・エクスポージャーは、コア部門である本社に含まれています。

## グループ財務担当取締役のレビュー

2017 年度第 1 四半期の業績は、グループの税引前利益が改善し、収益に対する費用の比率も大幅に低下し、資本基盤は堅固で、パークレイズの事業再編が完了に向けて順調に進展していることを示しました。コア部門は平均有形株主資本が大幅に増加し、ROTE が 2 桁に達し、顧客、地域、商品の多様性の効果が引き続き見られるなかで大幅な増益を達成しました。また、ノンコア部門の整理も 2017 年 6 月 30 日付の閉鎖に向けて順調に進展し続けました。リスク調整後資産は当期に一段と減少し、グループ収益性への悪影響は大幅に縮小しました。CET1 資本比率は当四半期にさらに上昇し、最終的な自己資本目標の達成への自信は損なわれていません。

### グループの業績

- 税引前利益は 16 億 8,200 万ポンドと 2 倍以上に増加しました(2016 年度第 1 四半期: 7 億 9,300 万ポンド)。収益の増加と営業費用の減少を受けて収益に対する費用の比率は 62%に改善しました (2016 年度第 1 四半期: 76%)。英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートがそれぞれ 14%、11%上昇したことが収益に好影響を与える一方で、減損費用と営業費用に悪影響を与えました
- グループの業績は、税引前利益が 19 億 2,300 万ポンドと 20%増加したコア部門の力強い業績と、税引前損失が 2 億 4,100 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 8 億 1,500 万ポンド)に減少したノンコア部門の悪影響の大幅な軽減を反映しています
- 収益合計は 16%増加し、58 億 2,300 万ポンドとなりました。コア部門の収益がパークレイズ・インターナショナルを中心に 12%増加し、ノンコア部門のマイナスの収益は 69%減少し、7,400 万ポンドの損失となったことを受けています
- 信用に関する減損費用は 19%増加し、5 億 2,700 万ポンドとなりました。米国カード・ポートフォリオの構成の変更と事業の拡大を主に反映し、コンシューマー、カードおよび決済事業において 1 億 2,100 万ポンド増加したことを受けています。この結果、グループの貸倒率は 47 ベーシス・ポイントに上昇しました(2016 年度第 1 四半期: 40 ベーシス・ポイント)
- 営業費用はノンコア部門の営業費用が 1 億 5,700 万ポンドと 72%減少したのを受けて 5%減少し、36 億 1,900 万ポンドとなりました。コア部門の営業費用は 2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更と事業拡大の影響が費用の効率化を上回ったため、6%増加し、34 億 6,200 万ポンドとなりました
- アフリカ・バンキング非継続事業に係る税引後損失は 6 億 5,800 万ポンドとなりました(2016 年度第 1 四半期: 1 億 6,600 万ポンドの利益)。取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損費用 8 億 8,400 万ポンドを反映しています
- 平均有形株主資本利益率 1.8%(2016 年度第 1 四半期: 3.8%)は取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損による 7.2%の影響が含まれています。基本的 1 株当たり利益は 1.3 ペンスでした(2016 年度第 1 四半期: 2.7 ペンス)。継続事業に係る基本的 1 株当たり利益は 6.1 ペンスでした(2016 年度第 1 四半期: 2.2 ペンス)

### コア部門の業績

- コア部門の ROTE は 11.0%と 2 桁に達しました(2016 年度第 1 四半期: 9.9%)。平均有形株主資本はコア部門の利益とノンコア部門からの資本の再配分を反映し、50 億ポンド増加して 440 億ポンドとなりました
- 税引前利益は 20%増加し、19 億 2,300 万ポンドとなりました。英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の効果も含め、パークレイズ・インターナショナルの利益が 32%増加し、パークレイズ UK の業績も堅調だったことを反映しています
- 収益合計は 12%増加し、58 億 9,700 万ポンドとなりました。パークレイズ UK の収益は 2%増加して 18 億 4,100 万ポンドとなり、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)と、コンシューマー、カードおよび決済事業ともに増収となったパークレイズ・インターナショナルの収益は 18%増の 41 億 3,800 万ポンドでした
- 信用に関する減損費用は 27%増加し、5 億 2,400 万ポンドとなり、貸倒率は 11 ベーシス・ポイント上昇して 53 ベーシス・ポイントとなりました。米国カードのポートフォリオ構成の変更と事業の拡大を主因とするコンシューマー、カードおよび決済事業における減損の増加とパークレイズ UK における減損の増加を受けています
- 営業費用は 6%増加し、34 億 6,200 万ポンドとなりました。2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更とコンシューマー、カードおよび決済事業における残高増加の費用への影響は費用の効率化により一部相殺されました。収益が費用以上に伸びたことを受け、収益に対する費用の比率は 59%に改善しました(2016 年度第 1 四半期: 62%)

## グループ財務担当取締役のレビュー

### パークレイズ UK

- 税引前利益は概ね横ばいの 7 億 800 万ポンドとなり(2016 年度第 1 四半期: 7 億 400 万ポンド)、RoTE は 21.6%となり(2016 年度第 1 四半期: 20.5%)。収益に対する費用の比率は 52%に改善しました(2016 年度第 1 四半期: 53%)
- 収益合計は 2%増加し、18 億 4,100 万ポンドとなりました。預金の増加とプライシングに関連する取り組みが 2016 年の英国基準金利引き下げに伴う逆風や資産利ざやへの圧力を十二分に相殺したことで、利息収入純額が 1%増の 15 億 1,100 万ポンドとなったことを受けていますが、パークレイズが保有するビザ・インク優先株の評価益 2,400 万ポンドも反映しています。純利ざやは 7 ベーシス・ポイント上昇して 3.69%となりました
  - パーソナル・バンキングの収益は 3%増の 9 億 4,400 万ポンドでした。2016 年の英国基準金利引き下げに伴う逆風や資産利ざやへの圧力により一部相殺されたものの、預金利ざやの改善、残高の増加、パークレイズが保有するビザ・インク優先株の評価益を受けています
  - パークレイカード・コンシューマーUK の収益は残高の増加を反映し、1%増の 4 億 9,800 万ポンドでした
  - ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング(WEBB)の収益は 2%増の 3 億 9,900 万ポンドとなりました
- 信用に関する減損費用は前年同期比 3,200 万ポンド増加して 1 億 7,800 万ポンドとなりました。2016 年度第 1 四半期は引当金戻入と債権回収が多かったための増加であり、2016 年度第 4 四半期との比較では横ばいとなっています。基礎となる延滞率の動向は前年同期比で改善し、英国カードの 30 日および 90 日以上延滞率はそれぞれ 2.0%(2016 年度第 1 四半期: 2.3%)、0.9%(2016 年度第 1 四半期: 1.2%)となりました
- 営業費用は 9 億 5,500 万ポンドと概ね横ばいでした(2016 年度第 1 四半期: 9 億 5,300 万ポンド)。リングフェンス銀行設立費用、サイバー攻撃耐性強化および技術への投資費用は費用の効率化により相殺されました

### パークレイズ・インターナショナル

- RoTE は 12.5%に改善しました(2016 年度第 1 四半期: 9.5%)。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)、コンシューマー、カードおよび決済事業がそれぞれ 8.2% (2016 年度第 1 四半期: 7.3%)、36.4%(2016 年度第 1 四半期: 23.4%)にいずれも改善したことを受けています
- 税引前利益は 32%増加して 13 億 5,600 万ポンドとなりました。CIB の堅調な業績とコンシューマー、カードおよび決済事業の持続的な勢いを反映しています
- 収益合計は 18%増加して 41 億 3,800 万ポンドとなりました。英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の好影響を反映し、CIB が 7%増の 27 億 8,200 万ポンド、コンシューマー、カードおよび決済事業が 48%増の 13 億 5,600 万ポンドとなったことによります
  - バンキング業務の収益は 18%増加し、13 億 9,300 万ポンドとなりました。債券引受、株式引受、アドバイザー各手数料の増加を反映し、バンキング手数料収入が 51%増加し 7 億 2,600 万ポンドとなったためです。コーポレート貸付は残高の伸びの改善により一部相殺されたものの、公正価値ヘッジ損失の増加を受け、9%減の 2 億 6,900 万ポンドとなりました。トランザクション・バンキングは預金利ざやの縮小を主因に 2%減少して 3 億 9,800 万ポンドとなりました
  - 市場業務の収益は 4%減少し、13 億 5,100 万ポンドとなりました。米国金利のパフォーマンスの弱まりとエネルギー関連コモディティからの撤退の影響を受けてマクロが 14%減の 4 億 9,000 万ポンドとなったことと、エクイティ・ファイナンスおよび現物株のパフォーマンスの改善により一部相殺されたものの、米国株式デリバティブの減収により、株式も 10%減の 4 億 6,200 万ポンドとなったことを反映しています。クレジットの収益はフロー業務の持続的な好調と地方債のパフォーマンスの改善を受けて 24%増の 3 億 9,900 万ポンドとなりました
  - コンシューマー、カードおよび決済事業の収益は米国カードに関連する資産売却益 1 億 9,200 万ポンド、パークレイズが保有するビザ・インク優先株の評価益 7,400 万ポンド、米国カードの持続的な成長を受け、48%増の 13 億 5,600 万ポンドとなりました
- 信用に関する減損費用は 29%増加し、3 億 4,600 万ポンドとなりました
  - コンシューマー、カードおよび決済事業の減損費用は米国カードのポートフォリオ構成の変更、事業の拡大、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇を主因に 1 億 2,100 万ポンド増加して 2 億 9,500 万ポンドとなりました。米国カードの減損の動向は前年同期比で若干悪化し、30 日および 90 日以上延滞率はそれぞれ 2.3%(2016 年度第 1 四半期: 2.2%)、1.2%(2016 年度第 1 四半期: 1.1%)となりました
  - CIB の減損費用は 46%減少し、5,100 万ポンドとなりました。2016 年度第 1 四半期に計上した、主に石油およびガス・セクターのカウンターパーティに関連するシングルネームのエクスポージャーの減損が当期には発生しなかったことが主因です
- 営業費用は英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の影響を含め、10%増加して 24 億 4,800 万ポンドとなりました。CIB の営業費用は事業再編費用の減少により一部相殺されたものの、2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更を受けて 8%増加し、コンシューマー、カードおよび決済事業の営業費用は持続的な事業の拡大を反映して 19%増加しました
- 2017 年度第 1 四半期の貸借対照表の変更は構造改革に備えてパークレイズ UK とパークレイズ・インターナショナルの間で特定の顧客の組み替えを行ったことを反映しています



## グループ財務担当取締役のレビュー

### 本社

- 税引前損失は1億4,100万ポンドとなりました(2016年度第1四半期: 1億2,300万ポンド)。事業部門へのコストの移管に伴う営業費用の減少により一部相殺されたものの、財務活動からの純収益のマイナスの拡大を反映しています
- 当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号の規定を2017年1月1日から早期適用したのを受け、従来は損益計算書に計上していた当グループ自身の信用度に関連する損益(2016年度第1四半期: 1億900万ポンドの費用)は当期よりその他の包括利益として認識されます
- アフリカ・バンキング非継続事業に関連する株主資本を含む平均割当有形株主資本は76億ポンドに増加しました(2016年度第1四半期: 50億ポンド)

### ノンコアの業績

- ノンコア部門の整理は順調に進捗し続け、リスク調整後資産はデリバティブの20億ポンドの減少、証券および貸付金の10億ポンドの減少、事業部門の10億ポンドの減少を受けて270億ポンドに減少しました(2016年度第4四半期: 320億ポンド)
- 税引前損失は2億4,100万ポンドに減少しました(2016年度第1四半期: 8億1,500万ポンド)。事業撤退と持続的な資産整理に伴い、営業費用、純費用、信用に関する減損費用がいずれも減少したことを受けています
- 収益合計は1億6,800万ポンド改善し、7,400万ポンドの純費用となりました
  - 事業部門の収益はパークレイズ・リスク・アナリティクス・アンド・インデックス・ソリューションズ、南欧のカード事業、アジアのウェルス事業など、収益を生んでいた複数の事業の売却の完了により5,100万ポンドに減少しました(2016年度第1四半期: 1億9,600万ポンド)
  - 証券および貸付金の収益は6,800万ポンドに改善しました(2016年度第1四半期: 4億200万ポンドの費用)。教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオに係る公正価値評価が2016年度第1四半期の3億7,400万ポンドの費用から4,600万ポンドの収益に転じたのが主因です
  - デリバティブの収益は、ポートフォリオ整理に伴う損失を反映して1億9,300万ポンドの純費用となりました(2016年度第1四半期: 3,600万ポンド)
- 信用に関する減損費用は事業撤退を反映し、欧州の減損費用の減少により90%改善し、300万ポンドとなりました
- 営業費用は事業撤退と事業再編費用ならびに訴訟および特定行為費用の減少を受けて72%改善して1億5,700万ポンドとなりました

### グループの資本およびレバレッジ

- 改正資本要件指令完全施行ベースのCET1資本比率は12.5%に上昇しました(2016年12月: 12.4%)。リスク調整後資産が48億ポンド減少し3,609億ポンドとなったことが主因です。CET1資本は3億ポンド減少し449億ポンドとなりました
  - 継続事業に係る利益は、米ドル建優先株の償還、従業員株式付与のための株式購入、年金拠出の増加でグループの主要年金制度である英国退職基金(UKRF)が黒字化したことによる資本控除の増加を受けてその他の適格剰余金が減少したことにより概ね相殺されました
  - 取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズのBAGL持分の減損8億8,400万ポンドの計上に伴う非継続事業に係る損失は、のれんおよび無形資産控除の相当額の減少により相殺されたことから、CET1資本への影響はありません
  - リスク調整後資産の減少は、インベストメント・バンキング業務におけるトレーディング活動の増加により一部相殺されたものの、ノンコア部門リスク調整後資産の50億ポンドの減少を主に反映しています
- 平均英国レバレッジ比率は4.6%に上昇しました(2016年12月: 4.5%)。完全施行ベースの平均Tier1資本が523億ポンドに増加し(2016年12月: 516億ポンド)、平均英国レバレッジ・エクスポージャーが1兆1,300億ポンドに減少した(2016年12月: 1兆1,370億ポンド)ことを受けています
- CRRレバレッジ比率は4.4%に低下しました(2016年12月: 4.6%)。CRRレバレッジ・エクスポージャーが貸付金およびその他の資産を中心に1兆1,970億ポンドに6%増加した(2016年12月: 1兆1,250億ポンド)ことを受けています。完全施行ベースのTier1資本は530億ポンドに増加しました(2016年12月: 520億ポンド)
- 1株当たり正味有形資産価額は当期の利益を受け、292ペンスに増加しました(2016年12月: 290ペンス)

### グループの資金調達および流動性

- 当グループは内部および規制上の要件を上回る流動性を維持しました。余剰流動性は1,850億ポンドに増加しました(2016年12月: 1,650億ポンド)。余剰流動性の全体の増加は、自己資本および適格債務最低要件(MREL)の持続的な構築、短期金融市場、イングランド銀行ターム資金調達スキームなど、多様な資金調達源における増加を反映しています。流動性カバレッジ比率(LCR)は140%に上昇しました(2016年12月: 131%)。これは100%に対して540億ポンドの余剰に相当します(2016年12月: 390億ポンド)
- ホールセルの資金調達残高(レポ取引を除く)は1,660億ポンドでした(2016年12月: 1,580億ポンド)。当グループはパークレイズ・ピーエルシー(持株会社)発行の資本取引およびターム・シニア無担保債により63億ポンドを調達しました。うち、50億ポンドは公募シニア無担保債、12億5,000万ポンドは資本性商品でした。同期間に、利率7.1%の第3回米ドル建優先株式13億7,500万米ドルを含む、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(事業会社)の資本性商品および公募シニア・ターム商品30億ポンドの繰上償還、または償還を行いました

## グループ財務担当取締役のレビュー

---

### その他の事項

- 2017年3月31日現在、支払保障保険(PPI)に係る補償に関連する引当金の残高は17億ポンドです(2016年12月:20億ポンド)。金融行為監督機構(FCA)は2017年3月2日、方針声明(PS17/3)を発表し、請求期限を従来提案していた2019年6月30日ではなく、2019年8月29日とすることを明らかにしました。当グループでも2017年3月以降、請求件数の増加が認められます。経営陣は現行のPPI引当金の水準を適正と判断していますが、請求件数の動向を注視し、関連する引当金の水準の妥当性を検証し続けていきます
- パークレイズは改正資本要件指令に対応していない証券のコストと規制上の効率を管理するため、利率7.1%の第3回米ドル建非累積型繰上償還可能優先株13億7,500万米ドルを繰上償還しました。この償還の結果、CET1資本比率は13ベース・ポイント押し下げられましたが、一方で継続的に優先株式配当金の年間9,800万米ドルの節約となります
- 取得に際してのれんに割り当てられたパークレイズのBAGL持分の2017年3月31日現在の減損を評価した結果、8億8,400万ポンドの減損が発生しました。グループ決算では、この減損費用は非継続事業に係る損失に含まれます。グループのCET1資本にはのれんおよびその他無形資産は含まれないため、取得に際してのれんに割り当てられた減損は2017年3月31日現在のグループのCET1資本あるいは1株当たり正味有形資産価額に影響しませんが、グループの正味資産価額を8億8,400万ポンド押し下げます
- 当グループのBAGL持分を規制上の非連結化が可能な水準まで削減すると、2017年3月31日時点のBAGL株価(139.51ランド)(2016年12月31日:168.69ランド)および為替レート(1ポンド=16.68ランド)(2016年12月31日:16.78ランド)を基に推定すると、当グループのCET1資本比率は約75ベース・ポイント押し上げられます
- 過去に発生した問題に関連する特定の法的手続きおよび調査は決着していません。例えば、英国重大不正捜査局は当グループが2008年に実施した資金調達に関連する事項に関わる決定を近く下す意向であると述べています。この決定はこれらの資金調達に関連する他の措置のタイミングおよび/または結果に影響を及ぼす可能性があります

グループ財務担当取締役 トゥーシャー・モーザリア

## 四半期業績の要約

### パークレイズ・グループ

	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期
<b>損益計算書関連の情報</b>	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	2,519	2,523	2,796	2,530	2,688	2,726	2,692	2,664
手数料収入純額およびその他の収益	3,304	2,469	2,650	3,442	2,353	1,722	2,789	3,797
<b>収益合計</b>	<b>5,823</b>	<b>4,992</b>	<b>5,446</b>	<b>5,972</b>	<b>5,041</b>	<b>4,448</b>	<b>5,481</b>	<b>6,461</b>
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(527)	(653)	(789)	(488)	(443)	(554)	(429)	(393)
<b>営業収益純額</b>	<b>5,296</b>	<b>4,339</b>	<b>4,657</b>	<b>5,484</b>	<b>4,598</b>	<b>3,894</b>	<b>5,052</b>	<b>6,068</b>
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(3,591)	(3,812)	(3,581)	(3,425)	(3,747)	(3,547)	(3,552)	(3,557)
英国銀行税	-	(410)	-	-	-	(426)	-	-
訴訟および特定行為	(28)	(97)	(741)	(447)	(78)	(1,722)	(699)	(927)
<b>営業費用</b>	<b>(3,619)</b>	<b>(4,319)</b>	<b>(4,322)</b>	<b>(3,872)</b>	<b>(3,825)</b>	<b>(5,695)</b>	<b>(4,251)</b>	<b>(4,484)</b>
その他の収益／(費用)純額	5	310	502	(342)	20	(274)	(182)	(39)
<b>税引前利益／(損失)</b>	<b>1,682</b>	<b>330</b>	<b>837</b>	<b>1,270</b>	<b>793</b>	<b>(2,075)</b>	<b>619</b>	<b>1,545</b>
税金(費用)／還付	(473)	50	(328)	(467)	(248)	(164)	(133)	(324)
<b>継続事業に係る税引後利益／(損失)</b>	<b>1,209</b>	<b>380</b>	<b>509</b>	<b>803</b>	<b>545</b>	<b>(2,239)</b>	<b>486</b>	<b>1,221</b>
非継続事業に係る税引後(損失)／利益	(658)	71	209	145	166	101	167	162

### 以下に帰属するもの:

親会社の普通株主	190	99	414	677	433	(2,422)	417	1,146
その他の株主	139	139	110	104	104	107	79	79
非支配持分	222	213	194	167	174	177	157	158

### 貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	12,038	12,131	13,240	13,513	12,489	11,200	12,365	11,967
リスク調整後資産	3,609	3,656	3,734	3,663	3,630	3,584	3,819	3,767
CRR レバレッジ・エクスポージャー	11,969	11,255	11,851	11,554	10,820	10,278	11,407	11,393

### パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	1.8%	1.1%	3.6%	5.8%	3.8%	(20.1%)	3.6%	9.8%
平均有形株主資本(億ポンド)	494	489	494	483	483	478	476	472
収益に対する費用の比率	62%	87%	79%	65%	76%	128%	78%	69%
貸倒率(ベース・ポイント)	47	58	66	41	40	53	37	35
基本的1株当たり利益／(損失)	1.3 ペンス	0.8 ペンス	2.6 ペンス	4.2 ペンス	2.7 ペンス	(14.4 ペンス)	2.6 ペンス	7.0 ペンス
継続事業に係る基本的1株当たり利益／(損失)	6.1 ペンス	1.1 ペンス	2.1 ペンス	3.8 ペンス	2.2 ペンス	(14.4 ペンス)	2.1 ペンス	6.4 ペンス

## 四半期業績の要約

### パークレイズ・コア

	2017 年度 第 1 四半期	2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期
<b>損益計算書関連の情報</b>								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	2,508	2,577	2,718	2,491	2,591	2,555	2,557	2,510
手数料収入純額およびその他の収益	3,389	2,834	2,887	3,825	2,692	1,961	2,708	3,709
<b>収益合計</b>	<b>5,897</b>	<b>5,411</b>	<b>5,605</b>	<b>6,316</b>	<b>5,283</b>	<b>4,516</b>	<b>5,265</b>	<b>6,219</b>
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(524)	(606)	(769)	(462)	(414)	(522)	(388)	(373)
<b>営業収益純額</b>	<b>5,373</b>	<b>4,805</b>	<b>4,836</b>	<b>5,854</b>	<b>4,869</b>	<b>3,994</b>	<b>4,877</b>	<b>5,846</b>
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(3,443)	(3,471)	(3,270)	(3,057)	(3,258)	(2,992)	(3,094)	(3,061)
英国銀行税	-	(334)	-	-	-	(338)	-	-
訴訟および特定行為	(19)	(46)	(639)	(420)	(12)	(1,634)	(419)	(819)
<b>営業費用</b>	<b>(3,462)</b>	<b>(3,851)</b>	<b>(3,909)</b>	<b>(3,477)</b>	<b>(3,270)</b>	<b>(4,964)</b>	<b>(3,513)</b>	<b>(3,880)</b>
その他の収益／(費用)純額	12	164	4	(18)	9	(5)	13	14
<b>税引前利益／(損失)</b>	<b>1,923</b>	<b>1,118</b>	<b>931</b>	<b>2,359</b>	<b>1,608</b>	<b>(975)</b>	<b>1,377</b>	<b>1,980</b>
税金費用	(548)	(272)	(522)	(696)	(485)	(92)	(299)	(474)
<b>税引後利益／(損失)</b>	<b>1,375</b>	<b>846</b>	<b>409</b>	<b>1,663</b>	<b>1,123</b>	<b>(1,067)</b>	<b>1,078</b>	<b>1,506</b>
非支配持分	(70)	(76)	(57)	(80)	(84)	(81)	(54)	(64)
その他の株主	(121)	(121)	(95)	(89)	(89)	(92)	(63)	(61)
<b>株主帰属利益／(損失)</b>	<b>1,184</b>	<b>649</b>	<b>257</b>	<b>1,494</b>	<b>950</b>	<b>(1,240)</b>	<b>961</b>	<b>1,381</b>
<b>貸借対照表関連の情報</b>								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	9,547	9,334	9,643	9,722	8,836	7,942	8,620	8,305
リスク調整後資産	3,335	3,335	3,295	3,196	3,122	3,041	3,163	3,081
<b>パフォーマンス指標</b>								
平均割当有形株主資本利益率	11.0%	6.4%	2.7%	15.0%	9.9%	(12.8%)	10.4%	15.5%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	442	424	418	404	393	381	375	359
収益に対する費用の比率	59%	71%	70%	55%	62%	110%	67%	62%
貸倒率(ベース・ポイント)	53	61	74	45	42	57	39	38
基本的 1 株当たり利益／(損失)への寄与	7.2 ペンス	4.0 ペンス	1.7 ペンス	9.0 ペンス	5.8 ペンス	(7.3 ペンス)	5.8 ペンス	8.4 ペンス

## 四半期業績の要約

### パークレイズ・ノンコア

	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期
<b>損益計算書関連の情報</b>								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	11	(54)	78	40	96	171	135	154
トレーディング収益純額	(77)	(462)	(288)	(463)	(490)	(398)	(124)	(57)
手数料収入純額およびその他の収益	(8)	97	51	79	152	159	204	146
<b>収益合計</b>	<b>(74)</b>	<b>(419)</b>	<b>(159)</b>	<b>(344)</b>	<b>(242)</b>	<b>(68)</b>	<b>215</b>	<b>243</b>
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(3)	(47)	(20)	(26)	(29)	(32)	(41)	(20)
<b>営業(費用)／収益純額</b>	<b>(77)</b>	<b>(466)</b>	<b>(179)</b>	<b>(370)</b>	<b>(271)</b>	<b>(100)</b>	<b>174</b>	<b>223</b>
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く営業費用	(148)	(341)	(311)	(368)	(489)	(555)	(458)	(496)
英国銀行税	-	(76)	-	-	-	(88)	-	-
訴訟および特定行為	(9)	(51)	(102)	(27)	(66)	(89)	(279)	(108)
<b>営業費用</b>	<b>(157)</b>	<b>(468)</b>	<b>(413)</b>	<b>(395)</b>	<b>(555)</b>	<b>(732)</b>	<b>(737)</b>	<b>(604)</b>
その他の(費用)／収益純額	(7)	146	498	(324)	11	(268)	(195)	(54)
<b>税引前損失</b>	<b>(241)</b>	<b>(788)</b>	<b>(94)</b>	<b>(1,089)</b>	<b>(815)</b>	<b>(1,100)</b>	<b>(758)</b>	<b>(435)</b>
税金還付／(費用)	75	322	194	229	237	(72)	166	150
<b>税引後(損失)／利益</b>	<b>(166)</b>	<b>(466)</b>	<b>100</b>	<b>(860)</b>	<b>(578)</b>	<b>(1,172)</b>	<b>(592)</b>	<b>(285)</b>
非支配持分	(9)	(14)	(13)	(12)	(10)	(19)	(21)	(21)
その他の株主	(18)	(18)	(15)	(15)	(15)	(17)	(15)	(18)
<b>株主帰属(損失)／利益</b>	<b>(193)</b>	<b>(498)</b>	<b>72</b>	<b>(887)</b>	<b>(603)</b>	<b>(1,208)</b>	<b>(628)</b>	<b>(324)</b>
<b>貸借対照表関連の情報</b>								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	495	511	587	685	554	518	571	604
デリバティブ金融資産	1,642	1,887	2,532	2,628	2,497	2,137	2,433	2,239
デリバティブ金融負債	1,553	1,786	2,430	2,534	2,391	2,021	2,350	2,167
リバース・レポ取引およびその他類似的担保付貸付	-	1	1	1	7	31	85	167
公正価値で測定すると指定された金融資産	134	145	155	154	234	214	228	221
<b>資産合計</b>	<b>2,491</b>	<b>2,797</b>	<b>3,598</b>	<b>3,791</b>	<b>3,654</b>	<b>3,258</b>	<b>3,745</b>	<b>3,662</b>
顧客預り金	129	125	160	174	193	209	258	279
リスク調整後資産	274	321	439	467	509	543	656	686
<b>パフォーマンス指標</b>								
平均割当有形株主資本(億ポンド)	52	65	76	79	90	97	102	113
期末割当有形株主資本(億ポンド)	48	54	72	78	85	85	102	101
貸倒率(ベース・ポイント)	2	31	13	14	21	25	27	13
基本的1株当たり(損失)／利益の影響	(1.1ペンス)	(2.9ペンス)	0.5ペンス	(5.2ペンス)	(3.6ペンス)	(7.2ペンス)	(3.7ペンス)	(1.9ペンス)
<b>収益合計の内訳</b>								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
事業部門	51	(73)	181	181	196	229	314	292
証券および貸付金	68	161	(34)	(363)	(402)	(195)	(87)	-
デリバティブ	(193)	(507)	(306)	(162)	(36)	(102)	(12)	(49)
<b>収益合計</b>	<b>(74)</b>	<b>(419)</b>	<b>(159)</b>	<b>(344)</b>	<b>(242)</b>	<b>(68)</b>	<b>215</b>	<b>243</b>

## コア事業部門別四半期業績

### パークレイズ UK

	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期
<b>損益計算書関連の情報</b>								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	1,511	1,502	1,569	1,476	1,501	1,509	1,499	1,479
手数料収入純額およびその他の収益	330	326	374	467	302	325	375	325
<b>収益合計</b>	<b>1,841</b>	<b>1,828</b>	<b>1,943</b>	<b>1,943</b>	<b>1,803</b>	<b>1,834</b>	<b>1,874</b>	<b>1,804</b>
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(178)	(180)	(350)	(220)	(146)	(219)	(154)	(166)
<b>営業収益純額</b>	<b>1,663</b>	<b>1,648</b>	<b>1,593</b>	<b>1,723</b>	<b>1,657</b>	<b>1,615</b>	<b>1,720</b>	<b>1,638</b>
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(959)	(989)	(904)	(947)	(952)	(920)	(925)	(970)
英国銀行税	-	(48)	-	-	-	(77)	-	-
訴訟および特定行為	4	(28)	(614)	(399)	(1)	(1,466)	(76)	(801)
<b>営業費用</b>	<b>(955)</b>	<b>(1,065)</b>	<b>(1,518)</b>	<b>(1,346)</b>	<b>(953)</b>	<b>(2,463)</b>	<b>(1,001)</b>	<b>(1,771)</b>
その他の(費用)／収益純額	-	-	-	(1)	-	1	1	1
<b>税引前利益／(損失)</b>	<b>708</b>	<b>583</b>	<b>75</b>	<b>376</b>	<b>704</b>	<b>(847)</b>	<b>720</b>	<b>(132)</b>
株主帰属利益／(損失)	470	383	(163)	141	467	(1,078)	541	(174)
<b>貸借対照表関連の情報</b>								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,645	1,664	1,666	1,660	1,662	1,661	1,667	1,661
資産合計	2,030	2,096	2,091	2,046	2,017	2,025	2,041	2,022
顧客預り金	1,844	1,890	1,855	1,817	1,791	1,768	1,734	1,716
リスク調整後資産	663	675	674	671	697	695	710	717
<b>パフォーマンス指標</b>								
平均割当有形株主資本利益率	21.6%	18.2%	(7.1%)	6.6%	20.5%	(46.5%)	23.3%	(7.3%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	89	86	87	90	93	92	93	94
収益に対する費用の比率	52%	58%	78%	69%	53%	134%	53%	98%
貸倒率(ベース・ポイント)	43	42	82	52	34	51	36	40
純利ざや	3.69%	3.56%	3.72%	3.56%	3.62%	3.58%	3.54%	3.54%

## コア事業部門別四半期業績

### パークレイズ UK の内訳

	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期
<b>収益合計の内訳</b>	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パーソナル・バンキング	944	934	970	1,068	919	945	938	905
パークレイカード・コンシューマーUK	498	507	561	463	491	505	552	503
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	399	387	412	412	393	384	384	396
<b>収益合計</b>	<b>1,841</b>	<b>1,828</b>	<b>1,943</b>	<b>1,943</b>	<b>1,803</b>	<b>1,834</b>	<b>1,874</b>	<b>1,804</b>
<b>信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額の内訳</b>								
パーソナル・バンキング	(50)	(50)	(47)	(44)	(42)	(39)	(36)	(50)
パークレイカード・コンシューマーUK	(123)	(118)	(291)	(169)	(105)	(176)	(111)	(106)
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	(5)	(12)	(12)	(7)	1	(4)	(7)	(10)
<b>信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額合計</b>	<b>(178)</b>	<b>(180)</b>	<b>(350)</b>	<b>(220)</b>	<b>(146)</b>	<b>(219)</b>	<b>(154)</b>	<b>(166)</b>
<b>顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳</b>	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
パーソナル・バンキング	1,344	1,350	1,353	1,347	1,347	1,340	1,345	1,344
パークレイカード・コンシューマーUK	161	165	162	162	160	162	159	158
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	140	149	151	151	155	159	163	159
<b>顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計</b>	<b>1,645</b>	<b>1,664</b>	<b>1,666</b>	<b>1,660</b>	<b>1,662</b>	<b>1,661</b>	<b>1,667</b>	<b>1,661</b>
<b>顧客預り金の内訳</b>								
パーソナル・バンキング	1,373	1,393	1,372	1,348	1,329	1,310	1,284	1,267
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-	-	-	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	471	497	483	469	462	458	450	449
<b>顧客預り金合計</b>	<b>1,844</b>	<b>1,890</b>	<b>1,855</b>	<b>1,817</b>	<b>1,791</b>	<b>1,768</b>	<b>1,734</b>	<b>1,716</b>

## コア事業部門別四半期業績

### パークレイズ・インターナショナル

	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期
<b>損益計算書関連の情報</b>								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	1,112	1,046	1,355	1,001	1,110	1,121	1,109	1,077
トレーディング収益純額	1,182	1,131	1,074	1,130	1,245	593	817	1,299
手数料収入純額およびその他の収益	1,844	1,415	1,422	1,908	1,158	1,254	1,297	1,726
<b>収益合計</b>	<b>4,138</b>	<b>3,592</b>	<b>3,851</b>	<b>4,039</b>	<b>3,513</b>	<b>2,968</b>	<b>3,223</b>	<b>4,102</b>
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(346)	(426)	(420)	(240)	(269)	(303)	(235)	(206)
<b>営業収益純額</b>	<b>3,792</b>	<b>3,166</b>	<b>3,431</b>	<b>3,799</b>	<b>3,244</b>	<b>2,665</b>	<b>2,988</b>	<b>3,896</b>
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(2,435)	(2,497)	(2,337)	(2,074)	(2,221)	(2,007)	(2,059)	(2,027)
英国銀行税	-	(284)	-	-	-	(253)	-	-
訴訟および特定行為	(13)	(17)	(17)	(10)	(4)	(151)	(302)	(12)
<b>営業費用</b>	<b>(2,448)</b>	<b>(2,798)</b>	<b>(2,354)</b>	<b>(2,084)</b>	<b>(2,225)</b>	<b>(2,411)</b>	<b>(2,361)</b>	<b>(2,039)</b>
その他の収益純額	12	5	8	11	8	8	9	13
<b>税引前利益</b>	<b>1,356</b>	<b>373</b>	<b>1,085</b>	<b>1,726</b>	<b>1,027</b>	<b>262</b>	<b>636</b>	<b>1,870</b>
株主帰属利益／(損失)	837	43	623	1,171	575	(24)	422	1,376
<b>貸借対照表関連の情報</b>								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	2,261	2,113	2,337	2,306	2,159	1,841	2,203	2,105
トレーディング・ポートフォリオ資産	830	732	738	681	643	619	728	753
デリバティブ金融資産	1,053	1,562	1,556	1,814	1,501	1,115	1,337	1,160
デリバティブ金融負債	1,128	1,606	1,605	1,875	1,554	1,190	1,420	1,248
リバース・レポ取引およびその他類似の 担保付貸付	176	134	173	197	191	247	680	574
公正価値で測定すると指定された金融資産	813	623	720	683	596	468	56	56
資産合計	6,772	6,485	6,819	6,799	6,184	5,322	5,961	5,661
顧客預り金	2,410	2,162	2,241	2,265	2,131	1,856	2,070	1,977
リスク調整後資産	2,143	2,127	2,146	2,093	2,022	1,948	2,040	1,954
<b>パフォーマンス指標</b>								
平均割当有形株主資本利益率	12.5%	1.0%	10.0%	19.2%	9.5%	(0.2%)	7.0%	22.5%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	277	266	257	248	251	249	247	247
収益に対する費用の比率	59%	78%	61%	52%	63%	81%	73%	50%
貸倒率(ベース・ポイント)	62	78	71	41	50	65	42	38
純利ざや	4.06%	3.91%	4.21%	3.92%	3.78%	3.79%	3.85%	3.86%



## コア事業部門別四半期業績

### パークレイズ・インターナショナルの内訳

#### コーポレート・アンド・

#### インベストメント・バンク(CIB)

##### 損益計算書関連の情報

	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計の内訳								
クレジット	399	261	333	269	322	195	191	218
株式	462	410	461	406	513	319	416	588
マクロ	490	505	614	612	573	382	487	582
<b>市場</b>	<b>1,351</b>	<b>1,176</b>	<b>1,408</b>	<b>1,287</b>	<b>1,408</b>	<b>896</b>	<b>1,094</b>	<b>1,388</b>
バンキング手数料	726	650	644	622	481	458	501	580
コーポレート貸付	269	303	284	312	296	312	377	387
トランザクション・バンキング	398	401	458	390	408	415	419	416
<b>バンキング</b>	<b>1,393</b>	<b>1,354</b>	<b>1,386</b>	<b>1,324</b>	<b>1,185</b>	<b>1,185</b>	<b>1,297</b>	<b>1,383</b>
その他	38	1	1	-	3	16	(17)	495
<b>収益合計</b>	<b>2,782</b>	<b>2,531</b>	<b>2,795</b>	<b>2,611</b>	<b>2,596</b>	<b>2,097</b>	<b>2,374</b>	<b>3,266</b>
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(51)	(90)	(38)	(37)	(95)	(83)	(75)	(42)
営業費用	(1,941)	(2,287)	(1,872)	(1,665)	(1,800)	(1,962)	(1,940)	(1,605)
<b>税引前利益</b>	<b>790</b>	<b>155</b>	<b>885</b>	<b>909</b>	<b>701</b>	<b>52</b>	<b>358</b>	<b>1,620</b>

##### 貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
リスク調整後資産	1,806	1,786	1,825	1,784	1,726	1,673	1,774	1,700

##### パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	8.2%	(1.2%)	9.2%	9.5%	7.3%	(2.5%)	4.5%	22.3%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	235	226	219	213	216	218	217	217

### コンシューマー、カードおよび決済事業

##### 損益計算書関連の情報

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	1,356	1,061	1,056	1,428	917	871	849	836
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(295)	(336)	(382)	(203)	(174)	(219)	(160)	(165)
営業費用	(507)	(511)	(482)	(419)	(425)	(449)	(421)	(434)
<b>税引前利益</b>	<b>566</b>	<b>218</b>	<b>200</b>	<b>817</b>	<b>326</b>	<b>210</b>	<b>278</b>	<b>250</b>

##### 貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	387	397	368	354	329	321	306	296
顧客預り金	576	500	483	469	442	418	398	384
リスク調整後資産	337	341	321	309	296	275	266	254

##### パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	36.4%	13.2%	14.8%	77.9%	23.4%	15.3%	24.7%	23.4%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	42	40	37	35	34	32	31	30

## コア事業部門別四半期業績

### 本社

	2017 年度 第 1 四半期	2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期
<b>損益計算書関連の情報</b>								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	(115)	29	(206)	14	(20)	(75)	(51)	(46)
手数料収入純額およびその他の収益 <sup>1</sup>	33	(38)	17	320	(13)	(210)	220	358
収益合計	<b>(82)</b>	<b>(9)</b>	<b>(189)</b>	<b>334</b>	<b>(33)</b>	<b>(285)</b>	<b>169</b>	<b>312</b>
信用に関する減損戻入／(費用)および その他の引当金繰入額	-	-	1	(2)	1	-	1	(1)
<b>営業(費用)／収益純額</b>	<b>(82)</b>	<b>(9)</b>	<b>(188)</b>	<b>332</b>	<b>(32)</b>	<b>(285)</b>	<b>170</b>	<b>311</b>
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(49)	15	(29)	(36)	(85)	(64)	(110)	(64)
英国銀行税	-	(2)	-	-	-	(8)	-	-
訴訟および特定行為	(10)	(1)	(8)	(11)	(7)	(17)	(42)	(6)
<b>営業費用</b>	<b>(59)</b>	<b>12</b>	<b>(37)</b>	<b>(47)</b>	<b>(92)</b>	<b>(89)</b>	<b>(152)</b>	<b>(70)</b>
その他の収益／(費用)純額	-	159	(4)	(28)	1	(14)	2	1
<b>税引前(損失)／利益</b>	<b>(141)</b>	<b>162</b>	<b>(229)</b>	<b>257</b>	<b>(123)</b>	<b>(388)</b>	<b>20</b>	<b>242</b>
株主帰属(損失)／利益	(123)	223	(203)	182	(92)	(140)	(1)	180
<b>貸借対照表関連の情報</b>								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計 <sup>2</sup>	745	752	733	877	634	594	618	622
リスク調整後資産 <sup>2</sup>	529	533	475	432	403	397	413	410
<b>パフォーマンス指標</b>								
平均割当有形株主資本(億ポンド)	76	72	74	66	50	39	34	18

1 2017年1月1日付で当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号の規定を早期適用したことに伴い、従来、手数料収入純額およびその他の収益に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は2017年度第1四半期からその他の包括利益に計上されています。

2 アフリカ・バンキングの資産およびリスク調整後資産を含みます。

## 非継続事業の四半期業績

パークレイズは2016年3月1日、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に対する当グループの持分を削減する意向を発表しました。BAGL 売却グループには BAGL およびその子会社のすべての資産および負債、BAGL に関連する当グループの残高、売却の一部を形成する予定拠出が含まれます。

IFRS 第5号に基づき、減損費用は売却コストを差し引いた公正価値と売却グループの簿価との差額として算出されます。公正価値は2017年3月31日現在の BAGL の取引相場価格および英ポンドに対する南アフリカ・ランドの為替レートを参照して決定されています。内部残高を含み、BAGL に係る予定拠出8億2,700万ポンド<sup>1</sup>を考慮した2017年3月31日現在の売却グループの簿価は81億ポンドでした。2017年3月31日現在の売却コストを差し引いた公正価値はこの簿価を下回っていたため、のれんに対する減損8億8,400万ポンドが認識されました。

CET1 資本にはのれんおよびその他無形資産が含まれないため、2017年3月31日現在の当グループの普通株式等 Tier1 (CET1) 資本には、この減損の影響はありません。BAGL の持分に関連する取得に係るのれんの残高4,200万ポンドが引き続き2017年3月31日現在の貸借対照表上に計上されています。

パークレイズの BAGL 持分の減損を除くと、アフリカ・バンキング事業の税引前利益は3億2,500万ポンド(2016年度第1四半期: 2億3,100万ポンド)に増加しました。これは英ポンドに対する南アフリカ・ランドの平均レートの上昇が主因です。

パークレイズの BAGL 持分に関連する為替換算再評価差額(CTR)の損失は、2005年7月以降の英ポンドに対する南アフリカ・ランドの下落を受けて累積しています。現在の CTR 残高は約12億ポンドの損失で、会計上の非連結化により損益計算書上で損益に振替えられます。累積 CTR 残高の影響はすでに CET1 資本および正味有形資産価値に含まれています。

## アフリカ・バンキング

	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>損益計算書関連の情報</b>								
利息収入純額	617	626	561	502	480	468	471	506
手数料収入純額およびその他の収益	465	441	421	377	338	346	351	364
<b>収益合計</b>	<b>1,082</b>	<b>1,067</b>	<b>982</b>	<b>879</b>	<b>818</b>	<b>814</b>	<b>822</b>	<b>870</b>
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(106)	(105)	(96)	(133)	(111)	(93)	(66)	(103)
<b>営業収益純額</b>	<b>976</b>	<b>962</b>	<b>886</b>	<b>746</b>	<b>707</b>	<b>721</b>	<b>756</b>	<b>767</b>
英国銀行税およびのれんの減損を除く営業費用	(653)	(727)	(598)	(543)	(477)	(501)	(515)	(536)
英国銀行税	-	(65)	-	-	-	(50)	-	-
パークレイズの BAGL 持分の減損	(884)	-	-	-	-	-	-	-
<b>営業費用</b>	<b>(1,537)</b>	<b>(792)</b>	<b>(598)</b>	<b>(543)</b>	<b>(477)</b>	<b>(551)</b>	<b>(515)</b>	<b>(536)</b>
その他の収益純額	2	2	2	1	1	3	1	1
<b>税引前(損失)/利益</b>	<b>(559)</b>	<b>172</b>	<b>290</b>	<b>204</b>	<b>231</b>	<b>173</b>	<b>242</b>	<b>232</b>
パークレイズの BAGL 持分の減損を除く税引前利益	325	172	290	204	231	173	242	232
税引後(損失)/利益	(658)	71	209	145	166	101	167	162
株主帰属(損失)/利益	(801)	(52)	85	70	86	25	85	88
<b>貸借対照表関連の情報</b>								
資産合計 <sup>2</sup>	660	651	611	560	527	479	502	522
リスク調整後資産 <sup>2</sup>	413	423	399	361	339	317	338	344

1 パークレイズは2016年12月、特定費用の払戻しおよび分離活動支援のための投資拠出に関し、BAGL グループに対する拠出計画の提案を最終決定しました。拠出計画実施のための現金および現金同等物は、簿価と公正価値(売却コスト控除後)のいずれか低い方で売却グループを測定するための売却グループの範囲に含まれています。予定拠出額は当グループの連結貸借対照表上の現金および中央銀行預け金に計上されています。

2 エジプトとジンバブエ事業を除くアフリカ・バンキングの資産およびリスク調整後資産はコア部門である本社に含まれています。

## 信用リスク

### 利ざやおよび残高

	2017年3月31日に 終了した3か月間			2016年3月31日に 終了した3か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,511	166,065	3.69	1,501	166,727	3.62
パークレイズ・インターナショナル <sup>1</sup>	1,121	112,060	4.06	995	105,994	3.78
<b>パークレイズ UK およびパークレイズ・ インターナショナル合計</b>	<b>2,632</b>	<b>278,125</b>	<b>3.84</b>	<b>2,496</b>	<b>272,721</b>	<b>3.68</b>
その他 <sup>2</sup>	(113)			192		
<b>利息収入純額合計</b>	<b>2,519</b>			<b>2,688</b>		

### パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの四半期分析

	2016年12月31日に終了した3か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,502	167,935	3.56
パークレイズ・インターナショナル <sup>1</sup>	1,110	112,936	3.91
<b>パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計</b>	<b>2,612</b>	<b>280,871</b>	<b>3.70</b>

  

	2016年9月30日に終了した3か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,569	167,713	3.72
パークレイズ・インターナショナル <sup>1</sup>	1,149	108,571	4.21
<b>パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計</b>	<b>2,718</b>	<b>276,284</b>	<b>3.91</b>

  

	2016年6月30日に終了した3か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,476	166,891	3.56
パークレイズ・インターナショナル <sup>1</sup>	1,021	104,707	3.92
<b>パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計</b>	<b>2,497</b>	<b>271,598</b>	<b>3.70</b>

  

	2016年3月31日に終了した3か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,501	166,727	3.62
パークレイズ・インターナショナル <sup>1</sup>	995	105,994	3.78
<b>パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計</b>	<b>2,496</b>	<b>272,721</b>	<b>3.68</b>

1 パークレイズ・インターナショナルの利ざやにはインベストメント・バンキング事業における利付き貸付金残高が含まれています。

2 その他には本社、パークレイズ・ノンコアおよび貸付に関連しないインベストメント・バンキング残高が含まれています。

## 信用リスク

### リテールおよびホールセール貸付金および減損の分析

	貸付金総額	減損引当金	貸付金 (減損控除後)	クレジット・ リスク・ローン (CRL)	貸付金総額 に占める CRL の比率	貸付金に係る 減損費用 <sup>1</sup>	貸倒率 ベース・ ポイント
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	(百万ポンド)	
<b>2017年3月31日現在</b>							
パークレイズ UK	154,551	1,550	153,001	1,949	1.3	173	45
パークレイズ・インターナショナル	30,902	1,476	29,426	1,228	4.0	298	391
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>185,453</b>	<b>3,026</b>	<b>182,427</b>	<b>3,177</b>	<b>1.7</b>	<b>471</b>	<b>103</b>
パークレイズ・ノンコア	10,088	389	9,699	825	8.2	10	40
<b>グループ・リテール合計</b>	<b>195,541</b>	<b>3,415</b>	<b>192,126</b>	<b>4,002</b>	<b>2.0</b>	<b>481</b>	<b>100</b>
パークレイズ UK	14,220	299	13,921	603	4.2	5	14
パークレイズ・インターナショナル	197,403	773	196,630	1,329	0.7	49	10
本社	5,079	-	5,079	-	-	-	-
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>216,702</b>	<b>1,072</b>	<b>215,630</b>	<b>1,932</b>	<b>0.9</b>	<b>54</b>	<b>10</b>
パークレイズ・ノンコア	39,932	163	39,769	274	0.7	(8)	(8)
<b>グループ・ホールセール合計</b>	<b>256,634</b>	<b>1,235</b>	<b>255,399</b>	<b>2,206</b>	<b>0.9</b>	<b>46</b>	<b>7</b>
<b>償却原価で測定された貸付金合計</b>	<b>452,175</b>	<b>4,650</b>	<b>447,525</b>	<b>6,208</b>	<b>1.4</b>	<b>527</b>	<b>47</b>
売買目的の貸付金	5,310	n/a	5,310	n/a			
公正価値で測定すると指定された貸付金	13,259	n/a	13,259	n/a			
<b>貸付金(公正価値で保有)</b>	<b>18,569</b>	<b>n/a</b>	<b>18,569</b>	<b>n/a</b>			
<b>貸付金合計</b>	<b>470,744</b>	<b>4,650</b>	<b>466,094</b>	<b>6,208</b>			
<b>2016年12月31日現在</b>							
パークレイズ UK	155,729	1,519	154,210	2,044	1.3	866	56
パークレイズ・インターナショナル	33,485	1,492	31,993	1,249	3.7	1,085	324
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>189,214</b>	<b>3,011</b>	<b>186,203</b>	<b>3,293</b>	<b>1.7</b>	<b>1,951</b>	<b>103</b>
パークレイズ・ノンコア	10,319	385	9,934	838	8.1	102	99
<b>グループ・リテール合計</b>	<b>199,533</b>	<b>3,396</b>	<b>196,137</b>	<b>4,131</b>	<b>2.1</b>	<b>2,053</b>	<b>103</b>
パークレイズ UK	15,204	282	14,922	591	3.9	30	20
パークレイズ・インターナショナル	180,102	748	179,354	1,470	0.8	258	14
本社	4,410	-	4,410	-	-	-	-
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>199,716</b>	<b>1,030</b>	<b>198,686</b>	<b>2,061</b>	<b>1.0</b>	<b>288</b>	<b>14</b>
パークレイズ・ノンコア	41,406	194	41,212	299	0.7	11	3
<b>グループ・ホールセール合計</b>	<b>241,122</b>	<b>1,224</b>	<b>239,898</b>	<b>2,360</b>	<b>1.0</b>	<b>299</b>	<b>12</b>
<b>償却原価で測定された貸付金合計</b>	<b>440,655</b>	<b>4,620</b>	<b>436,035</b>	<b>6,491</b>	<b>1.5</b>	<b>2,352</b>	<b>53</b>
売買目的の貸付金	2,975	n/a	2,975	n/a			
公正価値で測定すると指定された貸付金	10,519	n/a	10,519	n/a			
<b>貸付金(公正価値で保有)</b>	<b>13,494</b>	<b>n/a</b>	<b>13,494</b>	<b>n/a</b>			
<b>貸付金合計</b>	<b>454,149</b>	<b>4,620</b>	<b>449,529</b>	<b>6,491</b>			

貸付金合計は決済残高および現金担保残高の正味ベースの増加を主因に、166億ポンド増加して4,707億ポンドとなりました。

クレジット・リスク・ローン(CRL)は3億ポンド減少して62億ポンド、貸付金総額に占めるCRLの比率は0.1%低下して1.4%となりました。

貸倒率は6ペーシス・ポイント低下して47ペーシス・ポイントとなりました。

<sup>1</sup> 売却可能投資およびリバース・レボ取引に係る減損費用は除いています。2017年度第1四半期の減損費用は3か月間の費用を表し、2016年12月の減損費用は12か月間の費用を表します。

## 要約連結財務書類

### 要約連結損益計算書

	2017年 3月31日に 終了した3カ月間 (百万ポンド)	2016年 3月31日に 終了した3カ月間 (百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	5,823	5,041
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(527)	(443)
<b>営業収益純額</b>	<b>5,296</b>	<b>4,598</b>
訴訟および特定行為を除く営業費用	(3,591)	(3,747)
訴訟および特定行為	(28)	(78)
<b>営業費用</b>	<b>(3,619)</b>	<b>(3,825)</b>
その他の収益純額	5	20
<b>税引前利益</b>	<b>1,682</b>	<b>793</b>
税金費用	(473)	(248)
<b>継続事業に係る税引後利益</b>	<b>1,209</b>	<b>545</b>
非継続事業に係る税引後(損失)/利益	(658)	166
<b>税引後利益</b>	<b>551</b>	<b>711</b>
<b>以下に帰属するもの:</b>		
親会社の普通株主	190	433
その他の株主	139	104
<b>株主合計</b>	<b>329</b>	<b>537</b>
継続事業に係る非支配持分	79	94
非継続事業に係る非支配持分	143	80
<b>税引後利益</b>	<b>551</b>	<b>711</b>
<b>1 株当たり利益</b>		
基本的普通株式 1 株当たり利益 <sup>1</sup>	1.3 ペンス	2.7 ペンス
継続事業に係る基本的普通株式 1 株当たり利益	6.1 ペンス	2.2 ペンス
非継続事業に係る基本的普通株式 1 株当たり(損失)/利益	(4.8 ペンス)	0.5 ペンス

<sup>1</sup> その他の株主持分に帰属する税引後利益 1 億 3,900 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 1 億 400 万ポンド)は剰余金に計上する税額控除 3,800 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 2,900 万ポンド)によって相殺されています。<sup>1</sup> 株当たり利益および平均有形株主資本利益率は残りの 1 億 100 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 7,500 万ポンド)と非支配持分を税引後利益から差し引いて計算したものです。

## 要約連結財務書類

### 要約連結貸借対照表

	2017年 3月31日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
<b>資産</b>		
現金および中央銀行預け金	130,287	102,353
他銀行からの取立中の項目	1,357	1,467
トレーディング・ポートフォリオ資産	90,370	80,240
公正価値で測定すると指定された金融資産	95,895	78,608
デリバティブ	270,820	346,626
金融投資	57,763	63,317
銀行に対する貸付金	42,232	43,251
顧客に対する貸付金	405,293	392,784
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	17,653	13,454
のれんおよび無形資産	7,689	7,726
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産	71,211	71,454
その他の資産	13,221	11,846
<b>資産合計</b>	<b>1,203,791</b>	<b>1,213,126</b>
<b>負債</b>		
銀行預り金	50,392	48,214
他銀行への未決済項目	975	636
顧客預り金	450,623	423,178
レポ取引およびその他類似の担保付借入	30,500	19,760
トレーディング・ポートフォリオ負債	36,122	34,687
公正価値で測定すると指定された金融負債	112,230	96,031
デリバティブ	268,899	340,487
発行債券	79,558	75,932
劣後負債	23,243	23,383
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債	68,081	65,292
その他の負債	11,802	14,161
<b>負債合計</b>	<b>1,132,425</b>	<b>1,141,761</b>
<b>株主資本</b>		
払込済株式資本および株式払込剰余金	21,877	21,842
その他の剰余金	5,597	6,051
利益剰余金	30,372	30,531
<b>親会社の普通株主に帰属する株主資本</b>	<b>57,846</b>	<b>58,424</b>
その他の持分商品	7,690	6,449
<b>非支配持分を除く株主資本合計</b>	<b>65,536</b>	<b>64,873</b>
非支配持分	5,830	6,492
<b>株主資本合計</b>	<b>71,366</b>	<b>71,365</b>
<b>負債および株主資本合計</b>	<b>1,203,791</b>	<b>1,213,126</b>

## 要約連結財務書類

### 要約連結株主資本変動表

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金	その他の 持分商品	その他の 剰余金 <sup>2</sup>	利益剰余金	合計	非支配持分	株主資本 合計
2017年3月31日に終了した3ヵ月間	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>2016年12月31日現在残高</b>	<b>21,842</b>	<b>6,449</b>	<b>6,051</b>	<b>30,531</b>	<b>64,873</b>	<b>6,492</b>	<b>71,365</b>
会計方針の変更による影響 <sup>1</sup>	-	-	(175)	175	-	-	-
<b>2017年1月1日現在残高</b>	<b>21,842</b>	<b>6,449</b>	<b>5,876</b>	<b>30,706</b>	<b>64,873</b>	<b>6,492</b>	<b>71,365</b>
税引後利益	-	139	-	991	1,130	79	1,209
当期その他の包括利益	-	-	(262)	387	125	-	125
<b>継続事業からの税引後包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>139</b>	<b>(262)</b>	<b>1,378</b>	<b>1,255</b>	<b>79</b>	<b>1,334</b>
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	(19)	(801)	(820)	159	(661)
<b>当期包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>139</b>	<b>(281)</b>	<b>577</b>	<b>435</b>	<b>238</b>	<b>673</b>
持分商品の発行および交換	35	1,245	-	138	1,418	-	1,418
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(139)	-	38	(101)	-	(101)
資本性商品の償還および買戻し	-	-	-	(473)	(473)	(657)	(1,130)
自己株式の購入	-	-	(296)	-	(296)	-	(296)
従業員持株制度の権利確定	-	-	298	(610)	(312)	-	(312)
支払配当金	-	-	-	-	-	(229)	(229)
その他の剰余金の変動	-	(4)	-	(4)	(8)	(14)	(22)
<b>2017年3月31日現在残高</b>	<b>21,877</b>	<b>7,690</b>	<b>5,597</b>	<b>30,372</b>	<b>65,536</b>	<b>5,830</b>	<b>71,366</b>

- 1 2017年1月1日付で当グループ自身の信用度に関する損益に係るIFRS第9号の規定を早期適用したことに伴い、従来、損益計算書に計上されていた当グループ自身の信用度に関する損益は、現在、その他の包括利益に計上されています。このため、当グループ自身の信用度に関する未実現正味損失累計額1億7,500万ポンドは、利益剰余金からその他の剰余金の項目内の個別の勘定科目である当グループ自身の信用度に関する剰余金に再分類されています。2017年度第1四半期において、当グループ自身の信用度に関する利益4,400万ポンドが剰余金に計上されています。
- 2 その他の剰余金には為替換算再評価差額28億900万ポンド(2016年12月: 30億5,100万ポンド)、売却可能投資再評価差額900万ポンドの借方計上(2016年12月: 7,400万ポンドの借方計上)、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額19億5,700万ポンド(2016年12月: 21億500万ポンド)、当グループ自身の信用度に関する剰余金1億3,100万ポンドの借方計上(2016年12月: なし)、その他の剰余金および自己株式9億7,100万ポンド(2016年12月: 9億6,900万ポンド)が含まれています。



## パークレイズ・ピーエルシー親会社財務書類

### パークレイズ・ピーエルシー親会社貸借対照表

	2017年 3月31日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
<b>資産</b>		
子会社に対する投資	37,803	36,553
子会社に対する貸付金	24,134	19,421
金融投資	1,274	1,218
デリバティブ	284	268
その他の資産	118	105
<b>資産合計</b>	<b>63,613</b>	<b>57,565</b>
<b>負債</b>		
銀行預り金	541	547
劣後負債	3,760	3,789
発行債券	21,626	16,893
その他の負債	26	14
<b>負債合計</b>	<b>25,953</b>	<b>21,243</b>
<b>株主資本</b>		
払込済株式資本	4,245	4,241
株式払込剰余金	17,632	17,601
その他の持分商品	7,698	6,453
その他の剰余金	474	420
利益剰余金	7,611	7,607
<b>株主資本合計</b>	<b>37,660</b>	<b>36,322</b>
<b>負債および株主資本合計</b>	<b>63,613</b>	<b>57,565</b>

#### 子会社に対する投資

子会社に対する投資 378 億 300 万ポンド(2016 年 12 月: 365 億 5,300 万ポンド)は、追加的 Tier1(AT1)証券 77 億 3,600 万ポンド(2016 年 12 月: 64 億 8,600 万ポンド)を含む、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行った投資を表します。12 億 5,000 万ポンドの増加は、第 1 四半期のパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる 12 億 5,000 万ポンドの AT1 証券の発行を反映しています。

#### 子会社に対する貸付金、劣後負債および発行債券

2017 年 3 月 31 日に終了した 3 カ月間にパークレイズ・ピーエルシーは固定および変動利付シニア債 50 億ドル、固定利付シニア債 9 億 5,000 万ポンドを発行しました。これらは発行債券の残高 216 億 2,600 万ポンド(2016 年度: 168 億 9,300 万ポンド)に含まれています。これらの発行を通じて調達した各々の資金は、パークレイズ・ピーエルシーによって発行された、債券の序列に対応する形でパークレイズ・バンク・ピーエルシーに投資され、子会社に対する貸付金残高 241 億 3,400 万ポンド(2016 年度: 194 億 2,100 万ポンド)に含まれています。

#### 内部投資および内部貸付金の管理

パークレイズ・ピーエルシーは規制上および業務上の必要性に基づいた子会社に対する内部投資の性質を管理する裁量を有しています。パークレイズ・ピーエルシーは構造改革プログラムの実施に伴い、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび当グループのサービス会社、米国中間持株会社、英国リングフェンス銀行などのその他グループ子会社に対し資本の投資および資金の提供を行います。

## 資本

---

### CRD IV 資本

パークレイズの現在の規制要件は、普通株式等Tier1比率(CET1)の最低所要水準4.5%および2016年から段階的に導入されたコンバインド・バッファ要件(CBR)から成る改正資本要件指令(CRD IV)完全施行ベースのCET1比率を満たすことです。これは現在、資本保全バッファ(CCB)2.5%および金融安定理事会(FSB)のガイダンスに沿ってプルーデンス(健全性)規制機構(PRA)が決定するグローバルなシステム上重要な金融機関(G-SII)に対するバッファから成っています。両バッファとも段階的実施の対象であり、CCBは毎年25%ずつ段階的に導入され、2017年は1.25%が適用されます。2017年のG-SIIバッファは2%に設定されていますが、これも2016年以降、毎年25%ずつ段階的に導入され、2017年は1%が適用されます。FSBは2016年11月21日、2018年のG-SIIバッファが1.5%ですが、2018年は段階的に1.1%が適用され、2019年以降完全実施されることを確認しました。

同じくコンバインド・バッファ要件の一部を構成しているのがカウンターシクリカル資本バッファ(CCyB)とシステムック・リスク・バッファ(SRB)です。金融政策委員会(FPC)は2017年3月27日、少なくとも2017年6月までは英国のエクスポージャーについてCCyBを0%に維持する見込みであることを再確認しました。その他の国家当局もそれぞれの管轄地域におけるエクスポージャーに適用されるべき適切なCCyBを決定します。CCyBは他の管轄地域に対するパークレイズのエクスポージャーに適用され始めました。ただし、現在のエクスポージャーに基づくと、これは重要なものではありません。また、これまで、SRBは設定されていません。

これに加えて、ポイント・イン・タイム評価に基づく2017年のPRA個別資本ガイダンス(ICG)によるパークレイズのピラー2A要件は4.0%で、うち56%はCET1で満たす必要があり、これはリスク調整後資産(RWA)の約2.3%に相当します。このピラー2A要件は少なくとも年1回の見直しの対象です。

2017年3月31日現在、パークレイズのCET1比率は12.5%で、CET1の最低所要水準4.5%、ピラー2Aの2.3%、CCBバッファの1.25%、G-SIIバッファの1%、CCyBの0%を含めた2017年の経過措置ルールに基づく最低所要水準である9.0%を上回っています。

自己資本、RWAおよびレバレッジの算出はすべてパークレイズによる現行ルールの解釈を反映したものです。

## 資本

### 資本比率

	2017年 3月31日現在	2016年 12月31日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier1(CET1) <sup>1,2</sup>	12.5%	12.4%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier1 <sup>3,4</sup>	15.8%	15.6%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 <sup>3,4</sup>	19.6%	19.6%

### 資本要素

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)</b>	<b>65,536</b>	<b>64,873</b>
(控除)その他の持分商品(AT1 資本として認識)	(7,690)	(6,449)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(519)	(388)
少数株主持分(連結 CET1 として認められる金額)	1,864	1,825
<b>その他規制上の調整および控除:</b>		
追加的評価調整(PVA)	(1,618)	(1,571)
のれんおよび無形資産	(8,142)	(9,054)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(421)	(494)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(1,956)	(2,104)
減損を上回る予想損失額	(1,286)	(1,294)
当グループ自身の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	(28)	86
確定給付年金基金資産	(753)	(38)
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(50)	(50)
一時的な差異から生じた繰延税金資産(10%を超えた部分)	(39)	(183)
その他規制上の調整	40	45
<b>完全施行ベースの CET1 資本</b>	<b>44,938</b>	<b>45,204</b>
<b>追加的 Tier1(AT1)資本</b>		
資本性商品および関連株式プレミアム	7,690	6,449
子会社が発行した適格 AT1 資本(少数株主持分を含む)	4,576	5,445
その他規制上の調整および控除	(131)	(130)
<b>経過措置ルールに基づく AT1 資本<sup>5</sup></b>	<b>12,135</b>	<b>11,764</b>
<b>PRA 経過措置ルールに基づく Tier1 資本</b>	<b>57,073</b>	<b>56,968</b>
<b>Tier2(T2)資本</b>		
資本性商品および関連株式プレミアム	3,724	3,769
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	10,153	11,366
その他規制上の調整および控除	(257)	(257)
<b>PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計</b>	<b>70,693</b>	<b>71,846</b>

- CET1資本に対する経過措置ルールに基づく規制上の調整は適用されなくなったため、完全施行ベースのCET1資本は経過措置ルールに基づくものと同じです。
- 471億ポンドの経過措置ルールに基づくCRD IV CET1資本と3,610億ポンドのリスク調整後資産に基づくと、パークレイズのTier2コンテンツ・エクイティ・ノートに適用されるCRD IVのCET1比率(FSAによる2012年10月の暫定発表)は13.1%でした。
- PRA経過措置ルールに基づく自己資本はPRAルールブックおよび付属のスーパーバイザリー・ステートメントに基づいています。
- 2017年3月31日現在、パークレイズの完全施行ベースのTier1自己資本は529億6,100万ポンド、完全施行ベースのTier1比率は14.7%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本合計は673億6,400万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は18.7%でした。完全施行ベースのTier1自己資本および自己資本合計の数値は、CRD IVが定めた経過規定を適用せず、また、CRD IVの関連基準に対するAT1およびT2金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。
- 経過措置ルールに基づくAT1資本121億ポンドのうち、レバレッジ比率に用いられた完全施行ベースのAT1資本は資本性商品および関連株式プレミアム77億ポンド、適格少数株主持分5億ポンドおよび資本控除1億ポンドで構成されています。適用対象外の子会社が発行した旧来からのTier1資本性商品は除外されています。

## 資本

### 普通株式 Tier1 (CET1) 資本の変動

2017 年  
3 月 31 日に  
終了した 3 カ月間  
(百万ポンド)

<b>CET1 資本の期首残高</b>	<b>45,204</b>
株主に帰属する当期利益	329
当グループ自身の信用度に関連するデリバティブ負債	15
支払および支払予定配当金	(232)
<b>利益から生じた規制上の自己資本の増加</b>	<b>112</b>
株式制度の正味影響額	(435)
売却可能投資再評価差額	65
為替換算再評価差額	(242)
その他の剰余金	(562)
<b>その他の適格剰余金の減少</b>	<b>(1,174)</b>
退職給付引当金	387
確定給付年金基金資産の控除	(715)
<b>年金の正味の影響</b>	<b>(328)</b>
少数株主持分	39
追加的評価調整 (PVA)	(47)
のれんおよび無形資産	912
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	73
減損を上回る予想損失額	8
一時的な差異から生じた繰延税金資産 (10%を超えた部分)	144
その他規制上の調整	(5)
<b>調整および控除による規制上の自己資本の増加</b>	<b>1,124</b>
<b>CET1 資本の期末残高</b>	<b>44,938</b>

- 完全施行ベースの CRD IV 普通株式 Tier1 (CET1) 比率は 12.5% (2016 年 12 月: 12.4%) に上昇しました。リスク調整後資産が 48 億ポンド減少して 3,609 億ポンドになったことが主因です。CET1 資本は 3 億ポンド減少して 449 億ポンドとなりました
- 継続事業に係る税引後利益は、取得に係るのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損を主因とする非継続事業に係る損失によって相殺されました。この減損は、損失がのれんおよび無形資産の控除額の減少 9 億ポンドと相殺されているため、CET1 資本には影響はありません。当期のその他の重要な変動は以下の通りです
  - 米ドル建て優先株式の償還に伴う 5 億ポンドの減少および従業員株式報奨のための株式購入による株式制度に関連する 4 億ポンドの影響を含め、その他の適格剰余金は 12 億ポンド減少しました
  - 当期に実施された 4 億 7,700 万ポンドの拋出を主因とする年金関連の変動により CET1 資本は税引後ベースで 3 億ポンド減少しました。
- 適格 AT1 資本の 12 億 5,000 万ポンドの発行は、利率 7.1%、シリーズ 3 米ドル建て優先株式 13 億 7,500 万米ドルの償還によって一部相殺されたため、経過措置ルールに基づく AT1 資本は 4 億ポンド増加しました

## 資本

### リスクの種類および事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク		カウンターパーティ 信用リスク				市場リスク		オペレー ショナル リスク	リスク 調整後 資産合計
	標準的 手法	内部格付 手法	標準的 手法	内部格付 手法	決済リスク	信用価値 調整	標準的 手法	内部モデル 方式		
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)		
<b>2017年3月31日現在</b>										
パークレイズ UK	4,629	49,330	-	-	1	43	-	-	12,338	66,341
パークレイズ・インターナショナル 本社 <sup>1</sup>	50,609	83,643	15,942	14,007	77	2,251	10,481	9,716	27,538	214,264
	9,182	25,660	99	1,040	-	851	567	2,716	12,746	52,861
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>64,420</b>	<b>158,633</b>	<b>16,041</b>	<b>15,047</b>	<b>78</b>	<b>3,145</b>	<b>11,048</b>	<b>12,432</b>	<b>52,622</b>	<b>333,466</b>
パークレイズ・ノンコア	4,036	9,396	1,034	5,106	-	638	337	2,827	4,038	27,412
<b>パークレイズ・グループ</b>	<b>68,456</b>	<b>168,029</b>	<b>17,075</b>	<b>20,153</b>	<b>78</b>	<b>3,783</b>	<b>11,385</b>	<b>15,259</b>	<b>56,660</b>	<b>360,878</b>
<b>2016年12月31日現在</b>										
パークレイズ UK	5,592	49,591	47	-	-	-	-	-	12,293	67,523
パークレイズ・インターナショナル 本社 <sup>1</sup>	53,201	82,327	13,515	13,706	30	3,581	9,343	9,460	27,538	212,701
	9,048	27,122	77	1,157	-	927	482	2,323	12,156	53,292
<b>パークレイズ・コア</b>	<b>67,841</b>	<b>159,040</b>	<b>13,639</b>	<b>14,863</b>	<b>30</b>	<b>4,508</b>	<b>9,825</b>	<b>11,783</b>	<b>51,987</b>	<b>333,516</b>
パークレイズ・ノンコア	4,714	9,945	1,043	6,081	37	2,235	477	2,928	4,673	32,133
<b>パークレイズ・グループ</b>	<b>72,555</b>	<b>168,985</b>	<b>14,682</b>	<b>20,944</b>	<b>67</b>	<b>6,743</b>	<b>10,302</b>	<b>14,711</b>	<b>56,660</b>	<b>365,649</b>

### リスク調整後資産の変動の内訳

	信用リスク (億ポンド)	カウンターパーティ 信用リスク (億ポンド)	市場リスク (億ポンド)	オペレーショナル リスク (億ポンド)	リスク調整後 資産合計 (億ポンド)
<b>2017年1月1日現在</b>	<b>2,415</b>	<b>424</b>	<b>250</b>	<b>567</b>	<b>3,656</b>
与信残高	(17)	(9)	18	-	(8)
買収および処分	(15)	-	-	-	(15)
与信の質	(3)	1	-	-	(2)
モデルの更新	(14)	-	-	-	(14)
手法および方針	3	(5)	(2)	-	(4)
外国為替の変動 <sup>2</sup>	(4)	-	-	-	(4)
<b>2017年3月31日現在</b>	<b>2,365</b>	<b>411</b>	<b>266</b>	<b>567</b>	<b>3,609</b>

リスク調整後資産は 48 億ポンド減少し、3,609 億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。

- 買収および処分：米国のカード事業における資産売却関連を主因に、ノンコア部門のポートフォリオ圧縮および事業売却も反映して、リスク調整後資産は 15 億ポンド減少しました
- モデルの更新：アフリカ・バンキング非継続事業におけるモデルの変更を主因に、リスク調整後資産は 14 億ポンド減少しました

<sup>1</sup> アフリカ・バンキング非継続事業を含みます。

<sup>2</sup> 外国為替の変動にはカウンターパーティ・リスクおよび市場リスクに関する外国為替は含まれていません。

## 資本

### レバレッジ比率およびエクスポージャー

パークレイズは英国レバレッジ比率および CRR レバレッジ比率の開示を求められています。

- 英国レバレッジ比率は、四半期の各月の最終日の平均値に基づく自己資本およびエクスポージャーの数値を用いています。加えて、平均エクスポージャーの数値は適格中央銀行債権を除外しています。最低要件は段階的導入ベースであり、2017年3月31日現在、経過措置ルールに基づく最低要件は3.4%で、これは最低要件3%、経過措置ルールに基づくG-SIIに対する追加的レバレッジ比率バッファ(G-SII ALRB)、およびカウンター・シクリカル・レバレッジ比率バッファ(CCLB)で構成されています。予想される最終的な最低要件は3.5%です
- CRR レバレッジ比率は最終的な CRR の定義による Tier1 自己資本および CRR の定義によるレバレッジ・エクスポージャーを用いています。現在予想される完全施行ベースの最低要件は3%ですが、レバレッジの枠組みに関するバーゼル委員会の協議により影響を受ける可能性があります

2017年3月31日現在、平均英国レバレッジ比率は4.6%(2016年12月:4.5%)<sup>1</sup>となり、これは経過措置ルールに基づく最低要件3.4%、予想される最終的な最低要件3.5%とともに上回る水準であり、CRR レバレッジ比率は4.4%となりました(2016年12月:4.6%)

	2017年 3月31日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)
<b>英国レバレッジ比率</b>		
英国レバレッジ・エクスポージャー(四半期末平均)	11,300	11,370
完全施行ベースの Tier1 資本(四半期末平均)	523	516
<b>英国レバレッジ比率(四半期末平均)</b>	<b>4.6%</b>	<b>4.5%</b>
<b>CRR レバレッジ比率</b>		
<b>会計上の資産</b>		
デリバティブ	2,710	3,470
現金担保	600	670
リバース・レポ取引およびその他の類似の担保付貸付	180	130
公正価値で測定すると指定された金融資産 <sup>1</sup>	960	790
貸付金およびその他の資産	7,590	7,070
<b>IFRS 上の資産合計</b>	<b>12,040</b>	<b>12,130</b>
<b>規制上の連結調整</b>		
	<b>(40)</b>	<b>(60)</b>
<b>デリバティブ調整</b>		
デリバティブ・ネットティング	(2,440)	(3,130)
現金担保に係る調整	(510)	(500)
売建クレジット・プロテクション純額	130	120
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)	1,370	1,360
<b>デリバティブ調整合計</b>	<b>(1,450)</b>	<b>(2,150)</b>
<b>証券金融取引(SFT)調整</b>		
	350	290
<b>規制上の控除およびその他調整</b>		
加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメント	(140)	(150)
<b>CRR レバレッジ・エクスポージャー</b>	<b>11,970</b>	<b>11,250</b>
完全施行ベースの CET1 資本	449	452
完全施行ベースの AT1 資本	80	68
<b>完全施行ベースの Tier1 資本</b>	<b>530</b>	<b>520</b>
<b>CRR レバレッジ比率</b>	<b>4.4%</b>	<b>4.6%</b>

<sup>1</sup> 公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引760億ポンド(2016年12月:630億ポンド)が含まれています。

## 資本

2017年3月31日現在の適格中央銀行債権を除く平均英国レバレッジ・エクスポージャーは1兆1,300億ポンド(2016年12月:1兆1,370億ポンド)で、平均英国レバレッジ比率は4.6%(2016年12月:4.5%)となりました。0.35%の経過措置ルールに基づくG-SII ALRBに対して保有するCET1資本は42億ポンドでした。現在、CCLBによる影響はありません。

CRRレバレッジ比率は、完全施行ベースのTier1資本が10億ポンド増加して530億ポンド(2016年12月:520億ポンド)となったことにより一部相殺されたものの、CRRレバレッジ・エクスポージャーが720億ポンド増加して1兆1,970億ポンド(2016年12月:1兆1,250億ポンド)となったことを主因に、4.4%(2016年12月:4.6%)に低下しました。

- 貸付金およびその他資産は520億ポンド増加して7,590億ポンドとなりました。これはグループ余剰流動性に対する現金寄与の増加を主因とする現金および中央銀行預け金の280億ポンドの増加ならびに決済残高の250億ポンドの増加によるものです
- リバース・レポ取引は、マッチド・ブック・トレーディングの増加を主因に、180億ポンド増加して940億ポンドとなりました
- 売建クレジット・プロテクション純額およびデリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)を除くデリバティブ・レバレッジ・エクスポージャー純額は150億ポンド減少して360億ポンドとなりました。これは、現金担保の減少および為替デリバティブと金利デリバティブの減少、ノンコア部門資産の圧縮継続によるIFRS上のデリバティブの減少によるものです

英国レバレッジ比率とCRRレバレッジ比率の差異は適格中央銀行債権の除外が主因ですが、これは1月と2月のトレーディング・ポートフォリオ資産および決済残高が相対的に高水準であったことにより一部相殺されました。

## パークレイズ・グループのMREL要件

2017年第1四半期中にイングランド銀行(BoE)はパークレイズに対して、2019年から2022年までのパークレイズ・グループ連結レベルの拘束力のない指針的な自己資本および適格債務の最低基準(MREL)を通知してきました。2016年11月のBoE政策声明で提示されているアプローチに基づき、BoEは、適用される規制上のバッファーの適用前の数値で、以下のうちのいずれか高い方を指針的MREL要件とすると通知してきました。

- 2019年1月1日から、レバレッジ・エクスポージャーの6%とリスク調整後資産の16%
- 2020年1月1日から、レバレッジ・エクスポージャーの6%とリスク調整後資産の20%
- 2022年1月1日から、レバレッジ・エクスポージャーの6.75%とリスク調整後資産の24%

これらの拘束力のない指針的MREL要件は、政策声明で説明されている多くの要因を考慮に入れ、BoEが決定する移行期間の終了時点で変更される可能性があります。

## Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

パークレイズ経営陣は、本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標は異なる財務期間のパフォーマンスを比較するためのより一貫性のあるベースとなることから、財務書類を参照する際の有益な情報を提供し、また、各事業責任者がパークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社(「グループ」)の評価をする際、最も直接的に影響を及ぼすことができる、あるいは関係するパフォーマンスの要素をより詳しく把握できるようにすると考えています。また、非 IFRS パフォーマンス指標は、パークレイズ経営陣が事業運営目標をどう定義し、パフォーマンスをどう監視しているかについての重要な側面も反映しています。

本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標は IFRS 指標を代替するものではありません。IFRS 指標も併せてご考慮ください。

### 非 IFRS パフォーマンス指標用語集

指標	定義
パークレイズ・コア	パークレイズ・コアはパークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナル、本社を含む。コア部門の法定ベースの業績は英語原文の 31 ページに記載。
平均有形株主資本利益率	平均株主資本(非支配持分およびその他の持分商品を除き、無形資産およびのれんの控除を調整後)に対する親会社の普通株主に帰属する年次換算された法定税引後利益(その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後)の比率。計表は英語原文の 32、33 ページに記載。
平均割当有形株主資本利益率	平均割当有形株主資本に対する親会社の普通株主に帰属する年次換算された法定税引後利益(その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後)の比率。計表は英語原文の 32、33 ページに記載。
期末割当有形株主資本	当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を除き、改正資本要件指令(CRD IV)完全施行ベースでの資本控除を調整後の各事業部門の CRD IV 完全施行ベースのリスク調整後資産の 12.0%(2016 年度: 11.5%)として算出。本社の有形株主資本は当グループの有形株主資本と事業部門への割当額との差額を表す。
平均有形株主資本	当期中の各月末の有形株主資本の平均で算出。当四半期/当年度の平均有形株主資本は、当四半期/当年度の月次平均の平均。
平均割当有形株主資本	当期中の各月末の割当有形株主資本の平均で算出。当四半期/当年度の平均割当有形株主資本は、当四半期/当年度の月次平均の平均。
収益に対する費用の比率	営業費用を収益合計で除したもの。
基本的 1 株当たり利益/(損失)への寄与(パークレイズ・コア、ノンコア)	算出方法は IFRS 指標と整合しており、パークレイズ・コアおよびノンコアに適用。普通株主に帰属する法定税引後利益(その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後)をグループの基本的加重平均株式数で除したもの。計表は英語原文の 34 ページに記載。
貸倒率	ベース・ポイントで表示。年次換算された貸付金減損合計を貸借対照表現在で償却原価で保有する顧客および銀行に対する貸付金総額で除したもの。
預貸率	パークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナル、ノンコア(インベストメント・バンキング業務を除く)の貸付金を顧客預り金で除したもの。リテール預金と同様の性格を持つリテール事業で発行された特定の負債(仕組譲渡性預金、個人向け債券など)はここには含まれず、発行債券に含まれる。
純利ざや	年次換算された利息収入純額を平均顧客資産で除したもの。計表は英語原文の 18 ページに記載。
1 株当たりの正味有形資産価額	株主資本(非支配持分およびその他の持分商品を除く)からののれんおよび無形資産を差し引いた額を発行済普通株式数で除したもの。計表は英語原文の 34 ページに記載。



## Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

### パークレイズ・コア 調整

	2017 年				2016 年			
	3 月 31 日に終了した 3 か月間				3 月 31 日に終了した 3 か月間			
	パークレイズ UK (百万ポンド)	パークレイズ・ インターナショナル (百万ポンド)	パークレイズ・ 本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)	パークレイズ UK (百万ポンド)	パークレイズ・ インターナショナル (百万ポンド)	パークレイズ・ 本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)
収益合計	1,841	4,138	(82)	5,897	1,803	3,513	(33)	5,283
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(178)	(346)	-	(524)	(146)	(269)	1	(414)
<b>営業収益／(費用)純額</b>	<b>1,663</b>	<b>3,792</b>	<b>(82)</b>	<b>5,373</b>	<b>1,657</b>	<b>3,244</b>	<b>(32)</b>	<b>4,869</b>
訴訟および特定行為を除く 営業費用	(959)	(2,435)	(49)	(3,443)	(952)	(2,221)	(85)	(3,258)
訴訟および特定行為	4	(13)	(10)	(19)	(1)	(4)	(7)	(12)
<b>営業費用</b>	<b>(955)</b>	<b>(2,448)</b>	<b>(59)</b>	<b>(3,462)</b>	<b>(953)</b>	<b>(2,225)</b>	<b>(92)</b>	<b>(3,270)</b>
その他の収益純額	-	12	-	12	-	8	1	9
<b>税引前利益／(損失)</b>	<b>708</b>	<b>1,356</b>	<b>(141)</b>	<b>1,923</b>	<b>704</b>	<b>1,027</b>	<b>(123)</b>	<b>1,608</b>
株主帰属利益／(損失)	470	837	(123)	1,184	467	575	(92)	950
平均割当有形株主資本(億ポンド)	89	277	76	442	93	251	50	393
リスク調整後資産(億ポンド)	663	2,143	529	3,335	697	2,022	403	3,122

## Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

### リターン

平均割当有形株主資本利益率は、親会社の普通株主に帰属する年次換算された法定税引後利益(その他の持分商品に係る支払利息に関連して剰余金に計上されている税額控除を調整後)を、適切な場合、各事業の非支配持分およびその他の株主資本を除いた当期の平均割当有形株主資本で除して算出されます。割当有形株主資本は、CRD IV 完全施行ベースの資本控除を調整し、のれんおよび無形資産を除外し、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、CRD IV の完全施行ベースでの各事業部門のリスク調整後資産の 12.0%(2016 年は 11.5%)として算出されています。本社の平均有形株主資本は当グループの平均有形株主資本と各事業部門への割当額との差額を表しています。

	2017年3月31日に 終了した3か月間 (百万ポンド)	2016年3月31日に 終了した3か月間 (百万ポンド)
<b>株主帰属利益</b>		
バークレイズ UK	470	467
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	460	376
コンシューマー、カードおよび決済事業	377	199
バークレイズ・インターナショナル	837	575
本社	(123)	(92)
<b>バークレイズ・コア</b>	<b>1,184</b>	<b>950</b>
バークレイズ・ノンコア	(193)	(603)
アフリカ・バンキング非継続事業	(801)	86
<b>バークレイズ・グループ</b>	<b>190</b>	<b>433</b>
<b>その他の持分商品に係る支払利息に関する税金還付</b>		
バークレイズ UK	9	6
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	23	18
コンシューマー、カードおよび決済事業	4	3
バークレイズ・インターナショナル	27	21
本社	(3)	(2)
<b>バークレイズ・コア</b>	<b>33</b>	<b>25</b>
バークレイズ・ノンコア	5	4
アフリカ・バンキング非継続事業	-	-
<b>バークレイズ・グループ</b>	<b>38</b>	<b>29</b>
<b>親会社の普通株主に帰属する利益/(損失)</b>		
バークレイズ UK	479	473
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	483	394
コンシューマー、カードおよび決済事業	381	202
バークレイズ・インターナショナル	864	596
本社	(126)	(94)
<b>バークレイズ・コア</b>	<b>1,217</b>	<b>975</b>
バークレイズ・ノンコア	(188)	(599)
アフリカ・バンキング非継続事業	(801)	86
<b>バークレイズ・グループ</b>	<b>228</b>	<b>462</b>

## Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

### リターン(続き)

	2017年3月31日に 終了した3か月間 (億ポンド)	2016年3月31日に 終了した3か月間 (億ポンド)
<b>平均割当有形株主資本</b>		
バークレイズ UK	89	93
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	235	216
コンシューマー、カードおよび決済事業	42	34
バークレイズ・インターナショナル 本社 <sup>1</sup>	277	251
<b>バークレイズ・コア</b>	<b>442</b>	<b>393</b>
バークレイズ・ノンコア	52	90
<b>バークレイズ・グループ</b>	<b>494</b>	<b>483</b>
<b>平均割当有形株主資本利益率</b>		
	%	%
バークレイズ UK	21.6%	20.5%
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	8.2%	7.3%
コンシューマー、カードおよび決済事業	36.4%	23.4%
バークレイズ・インターナショナル	12.5%	9.5%
<b>バークレイズ・コア<sup>2</sup></b>	<b>11.0%</b>	<b>9.9%</b>
<b>バークレイズ・グループ</b>	<b>1.8%</b>	<b>3.8%</b>

<sup>1</sup> アフリカ・バンキング非継続事業を含みます。

<sup>2</sup> 本社を含みます。

## Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

### 1 株当たり利益

親会社の普通株主に帰属する利益／(損失) <sup>1</sup>	2017年3月31日に 終了した3か月間	2016年3月31日に 終了した3か月間
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パークレイズ・コア	1,217	975
パークレイズ・ノンコア	(188)	(599)
アフリカ・バンキング非継続事業	(801)	86
<b>パークレイズ・グループ</b>	<b>228</b>	<b>462</b>
	(百万株)	(百万株)
<b>グループの基本的加重平均株式数</b>	<b>16,924</b>	<b>16,841</b>
<b>基本的普通株式 1 株当たり利益</b>	<b>ペンス</b>	<b>ペンス</b>
パークレイズ・コアへの寄与	7.2	5.8
パークレイズ・ノンコアへの寄与	(1.1)	(3.6)
<b>パークレイズ・グループ</b>	<b>1.3</b>	<b>2.7</b>

### 正味有形資産価額

	2017年3月31日	2016年12月31日	2016年3月31日
	現在	現在	現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
非支配持分を除く株主資本合計	65,536	64,873	62,166
その他の持分商品	(7,690)	(6,449)	5,312)
のれんおよび無形資産 <sup>2</sup>	(8,328)	(9,245)	(8,551)
<b>親会社の普通株主に帰属する有形株主資本</b>	<b>49,518</b>	<b>49,179</b>	<b>48,303</b>
	(百万株)	(百万株)	(百万株)
<b>発行済株式</b>	<b>16,980</b>	<b>16,963</b>	<b>16,844</b>
	ペンス	ペンス	ペンス
<b>1 株当たりの正味有形資産価額</b>	<b>292</b>	<b>290</b>	<b>286</b>

1 その他の株主に帰属する税引後利益 1 億 3,900 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 1 億 400 万ポンド)は、剰余金に計上される税額控除 3,800 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 2,900 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 1 億 100 万ポンド(2016 年度第 1 四半期: 7,500 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1 株当たり利益および平均有形株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。

2 アフリカ・バンキングに関連するのれんおよび無形資産を含みます。

## 注

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2017年3月31日に終了した3か月間の数値と2016年3月31日に終了した3か月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2017年3月31日現在の数値と2016年12月31日および2016年3月31日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値はある一時点での最善の見積りおよび判断を反映したものです。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、[home.barclays/results](http://home.barclays/results) からご確認ください。

2017年4月27日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2016年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかにSECに様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-Kのコピーはパークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、[home.barclays/results](http://home.barclays/results) およびSECのウェブサイト[www.sec.gov](http://www.sec.gov) から入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻りに債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

## 非IFRSパフォーマンス指標

パークレイズの経営陣は、本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標は、財務書類の読者が各期間の事業業績の比較のためのより整合性の高いベースを特定することが可能となることから読者に対して価値ある情報を提供しており、また、各事業部門の責任者にとって最も直接的に影響を及ぼすことが可能である、または、当グループの評価に関連するパフォーマンスの構成要素に関する詳細も提供していると考えています。当該指標はまた、オペレーティング目標を明確化し、パークレイズの経営陣が業績をモニターする方法における重要な側面を反映しています。ただし、本書中の非IFRSパフォーマンス指標はIFRS指標に代わるものではなく、読者はIFRS指標についても考慮すべきです。本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標の詳細情報、調整および計算、ならびに最も直接的に比較可能なIFRS指標については英語原文の30-34ページのAppendixをご参照ください。

## 将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述または利益予想の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、構造改革、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向および予定される支払戦略を含みます)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、戦略的コスト・プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対するグループ持分の売却、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1カ国もしくは複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、英国によるリスボン条約第50条の行使によって引き起こされるであろう影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、戦略的コスト・プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2016年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイト[www.sec.gov](http://www.sec.gov) からご確認ください。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務がありますが、それ以外には、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

## 株主情報

### 決算報告スケジュール<sup>1</sup>

2017 年度半期決算報告書

### 発表日

2017 年 7 月 28 日

為替レート <sup>2</sup>	2017 年 3 月 31 日	2016 年 12 月 31 日	2016 年 3 月 31 日	増減率(%)	
				2016 年 12 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
期末日－米ドル／英ポンド	1.25	1.23	1.44	2	(13)
3 カ月平均－米ドル／英ポンド	1.24	1.24	1.44	-	(14)
期末日－ユーロ／英ポンド	1.17	1.17	1.26	-	(7)
3 カ月平均－ユーロ／英ポンド	1.16	1.15	1.30	1	(11)
期末日－南アフリカ・ランド／英ポンド	16.68	16.78	21.17	(1)	(21)
3 カ月平均－南アフリカ・ランド／英ポンド	16.34	17.29	22.72	(5)	(28)

### 株価データ

	2017 年 3 月 31 日	2016 年 12 月 31 日	2016 年 3 月 31 日
バークレイズ・ピーエルシー(ペンス)	225.10	223.45	150.00
バークレイズ・ピーエルシー株式数(百万株)	16,980	16,963	16,844
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (旧アブサ・グループ・リミテッド)(南アフリカ・ランド)	139.51	168.69	149.59
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (旧アブサ・グループ・リミテッド)株式数(百万株)	848	848	848

### お問い合わせ

#### インベスター・リレーションズ

キャサリン・マクレランド +44 (0) 20 7116 4943

#### メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキンス +44 (0) 20 7116 4755

バークレイズの詳細は当社のホームページ([www.home.barclays](http://www.home.barclays))にて閲覧可能です

### 登記所在地

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7116 1000. 会社番号: 48839

### 登記

Equiniti, Aspect House, Spencer Road, Lancing, West Sussex BN99 6DA United Kingdom.

Tel: 0371 384 2055<sup>3</sup> (英国内) または +44 (0) 121 415 7004 (海外)

<sup>1</sup> 発表日は暫定的なものであり、変更される可能性があることにご留意ください。

<sup>2</sup> 上記の平均為替レートは、年初来の日々のスポット・レートに基づくものです。

<sup>3</sup> 電話での対応はイングランドおよびウェールズの休祝日を除く月曜日から金曜日の英国時間午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなっています。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社を表し、「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社を表す。

### 1 事業内容の概要

2016 年度中パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの活動は、リングフェンス規制要件への準備として、パークレイズ UK 及びパークレイズ・インターナショナルに再編された。さらに、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対するパークレイズの持分を非継続事業に再編したため、ノンコア事業が拡大した。

#### パークレイズ UK

パークレイズ UK は、相応のスケールを誇るパーソナル・バンキング及びビジネス・バンキングのフランチャイズであり、顧客のニーズとともに構築され、その中枢にイノベーションを据える。

グループのパークレイズ UK における目標は、顧客が前進することを手助けすることにある。これは、顧客に対して関連する商品及びサービスを提供し、適合性及び卓越した顧客経験の提供を確保するために、グループの優れたデータ及び分析に係る能力を活用し、顧客と有意な関係を構築することにより実現する。

2018 年度において、パークレイズ UK は、英国のリングフェンス銀行となる予定であり、トランザクション・バンキング商品、貸付商品及び投資商品並びにサービスを 24 百万を超えるパーソナル、ウェルス及びビジネス・バンキング顧客に対して別個の法的主体を通じて引き続き提供する。

パークレイズ UK は、パーソナル・バンキング、パークレイカード・コンシューマーUK 及びウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキングにより構成される。

#### パーソナル・バンキング

パーソナル・バンキングは、約 16 百万の顧客に対してその財務ニーズを予測し、実現するために簡易で分かりやすい金融商品を提供する。これは、若年者が最初の銀行口座を開設することから退職後の財産管理まで、又は日々の保険から家の購入まで範囲が及ぶことがある。

パーソナル・バンキング事業の中核的な要素は、顧客が何を重視しているか、いつどのようにして入手したいのかについて接客を可能とするべく、取引を自動化するための技術を利用することにある。

#### パークレイカード・コンシューマーUK

パークレイカード・コンシューマーUK は、英国における大手クレジットカード提供会社である。

グループは、責任ある貸し手であり、顧客の信用実績、支払履行能力及びグループのリスク選好度に基づき信用を提供することにより顧客の購買に資金を提供する手助けを行う。グループは、パークレイカード・コンタクトレス・モバイル又はアップルペイを含むカード、オンライン、モバイル又はウェアラブル・デバイスの利用した支払いで、顧客が望む方法により支払いを行うことを可能とする。

グループは、顧客に注力しており、業界において大手であり続け、また、グループの顧客が日々前進することを支援するために人的、プロセス及び将来の技術の分野に対して投資を行っている。

#### ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング

パークレイズのウェルス事業は、国内のプライベート・バンキング、資産計画、信託業務、投資運用及び仲介業務を含む、真に全体的な資産管理サービスを提供している。

ビジネス・バンキングは、英国全土にわたる1百万を超える顧客に対し、新興企業から中堅企業まで事業の運営及び成長を補佐している。グループのモデルは、リレーションシップ・ベースであり、デジタル取引が主体である。

グループは、顧客が必要とする商品を、オンライン、モバイル又はリレーションシップ・マネージャーを通じた当該顧客が希望する入手方法により入手可能とすることに努めている。グループは、事業の中心に顧客を据えており、顧客が必要とするサービスを希望する入手方法にて提供している。

### バークレイズ・インターナショナル

バークレイズ・インターナショナルは、環大西洋のホールセール向け及び消費者向けの総合的な銀行であり、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに内包される予定の将来的な非リングフェンス銀行である。グループは、業界最高のサービスを顧客に対して提供するために、競争力及びスケール・メリットのある市場において競争することを追求している。グループは、法人、機関及び個人に対して財務サービスを提供するにあたり最大手のポジションを維持し、また拡大することを目指す。

バークレイズ・インターナショナルは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）及びコンシューマー、カード及び決済事業（CC&P）により構成される。

#### コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

CIBは、ホールセール・バンキング商品及びサービスを、法人及び機関投資家顧客に対して提供する。当該事業は、グループの2つの母国市場（世界最大規模の市場のうちの2つでもある）周辺に根付いている。グループは、規制及び市場の変化に早くから対応し、ヨーロッパにおける大手CIBとしてのポジションを維持するよう事業を位置づけている。

#### コンシューマー、カード及び決済事業

コンシューマー、カード及び決済事業は、バークレイカード・インターナショナル及びプライベート・バンク及び海外サービス事業の報告部門である。

バークレイズ・インターナショナルは、独自ブランド及び提携ブランドによる消費者向けクレジットカード並びに貸付を顧客に対して、さらにビジネス・ソリューションを世界中で提供する。

プライベート・バンク及び海外サービス事業は、銀行業務、投資サービス及び資産管理サービスを世界中の163,000を超える顧客に対して提供する。

### ノンコア事業

ノンコア事業は、バークレイズの非戦略的な資産及び事業の売却を監督するために2014年に組織され、グループのコア事業の戦略的成長を補佐するための資金力を提供している。ノンコア事業は、グループの戦略に合致せず、成長機会が限られ規模が拡大せず、又は規制上の自己資本環境に課題を抱えた事業及び資産を集約している。

ノンコア事業の縮小は、バークレイズの簡素化における主要な原動力であり、グループの収益を改善し、株主価値の提供を補佐する。2016年度における前倒しの結果、ノンコア事業は、現在当初予定より6カ月早い2017年6月30日に閉鎖される予定である。

### アフリカ

バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド（BAGL）は、南アフリカに本拠地を有する汎アフリカの総合的な金融サービス業者である。アフリカ大陸全土（ボツワナ、ガーナ、ケニア、モーリシャス、モザンビーク、セーシェル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ及びザンビア）において有意な業務を展開し、ヨハネスブルグ証券取引所に上場している。



2016年3月1日に、戦略的見直しの一環として、パークレイズは BAGL に対する持分を規制上非連結化することが認められている水準にまで売却する意向を発表した。

## 2 主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
主要損益計算書データ <sup>1,2</sup>	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
利息収入純額	11,457	11,363	12,138	11,653	11,650					
手数料収入純額	6,836	6,883	8,188	8,752	8,536					
収益合計	22,469	22,808	25,815	28,463	25,457					
営業収益純額	20,096	21,046	23,167	24,883	21,517					
税引後利益	3,729	1,238	854	1,308	33					
親会社の株主に帰属するもの	2,867	566	528	963	(306)					
当期包括利益／(損失)合計	7,186	303	3,492	(3,279)	(1,292)					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	67,433	64,105	63,794	61,009	57,067	57,998	57,524	56,712	52,978	45,300
資産合計	1,213,955	1,120,727	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,135,320	1,077,317	1,265,756	1,315,189	1,490,702
主要キャッシュフロー・データ										
営業活動からのキャッシュ純額	11,278	14,650	(12,091)	(25,282)	(15,121)	9,004	10,455	(7,862)	(26,356)	(4,256)
投資活動からのキャッシュ純額	36,236	(6,551)	10,661	(22,655)	(6,718)	39,447	(6,019)	4,066	(24,424)	(9,286)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,011)	110	(1,414)	6,260	(1,923)	(639)	617	(1,012)	6,650	(4,264)
現金及び現金同等物 期末現在	143,932	86,556	78,479	81,754	121,896	122,150	66,938	60,728	66,355	107,664
平均従業員数 <sup>3</sup>	119,300	129,400	132,300	140,300	143,700					

- 2006年会社法第408条(3)に基づき、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書又は包括利益計算書は表示していない。
- 2015年度及び2014年度の比較数値は、グループ事業の再編の実施を反映するために修正再表示されている。
- 従業員数は全員、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの従業員である。

## 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

### 債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更があります。

- ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされてい

るものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

### **外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

### **外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要**

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取り次ぎ又は代理

### **外貨建て債券に関する租税の概要**

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **譲渡の制限**

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

## **当社の概要**

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号  
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階  
加入協会 日本証券業協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
資本金 30億円  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 2006年9月  
連絡先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

### ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

以上

(平成28年7月22日)